

タイとバンコック市における建築設計と 建設工事に関する法律と規則

昭和 57 年 4 月

国際協力事業団



無償計
82-

JICA LIBRARY



1030805[4]

國際協力事業団	
受入 月日: 57. 8. 24	122
	62
登録No.: 13861	GRP

タイとバンコック市における
建築設計と建設工事に関する法律と規則

目 次

1. 国際翻訳の法律リスト	1
2. 都市計画法令 1975年	21
3. 建築管理法令 1979年	40
4. 政令 1981年 (建築管理法令 1979年にもとづく)	57
5. バンコック市条令 (建築工事の管理 1979年にもとづく)	59
6. 技術者法令 (B.E 2505)	84
7. 建築士法令	89
8. 工事技術者法 1979年	95
9. 民間共同集合住宅法 1979年	102
10. オイル貯蔵庫に関する法令 (B.E 2474)	104
11. 工業省告示 (B.E 2512) (工場法令にもとづく)	120

1. 国際翻訳の法律リスト

1979年6月1日

	ページ
I 通商, 経済と工業	1
II 税金と関税	7
III 金融と財政	8
IV 交通, 通信	10
V 国外関係	12
VI 教 育	15
VII 公衆衛生	17
VIII 行政事務その他	19

I 通商, 経済と工業	ページ
1. 事業登録法令1956年	120
2. 民事・商業法(タイ語と英語)	550
3. 民事・商業法索引	100
4. 民事訴訟手続法	150
5. 犯罪法(刑法)	250
6. 刑事訴訟手続法	150
7. 消耗品管理における法令1952年	110
8. 日常消費品貯蔵の調査のための法令1954年	110
9. 公衆安全と福祉に影響を与える商業活動の管理法(NEC [#] 58)	110
10. 金融業, 保安業務と信用貸し業務法令1979年	110
11. 傷害保険法令1967年	200
12. 傷害保険法令1967年にもとづく政令と告示(Nos. 1-5)	110
13. 傷害保険法令1967年にもとづく政令(Na6)	110
14. 傷害保険法令1967年にもとづく政令(Na7)1979年	150
15. 生命保険法令1967年	110
16. 生命保険法令1967年にもとづく政令と告示(Nos. 1-5)	110
17. 生命保険法令1967年にもとづく政令(Na6)1976年	110
18. 生命保険法令1967年にもとづく政令(Na7)1979年	110
19. 保険業務運営規定1949年	150
20. 建築施工管理法1936年	110
21. バンコック自治体条例参照, 建築施工管理その他	150

22	防火地区施工管理法令1933年	150
23.	火災予防と防止法令1952年	110
24.	火災予防と防止法令1952年にもとづく政令	110
25.	国土の美化と整備のための法令1960年	110
26.	都市計画法令1975年	150
27.	特定の種類の商品の輸出入の法令1979年	150
28.	輸出促進法1960年	110
29.	輸出品基準化法令1960年	110
30.	輸出品基準化法令(No.2)1979年	150
31.	輸出品基準化法令1960年にもとづく政令	110
32.	輸出品基準化法令1960年にもとづく告示	150
33.	兵器, 弾薬の輸出管理法令1952年	110
34.	規則 参照: 雇用	110
35	規則 参照: 購入	110
36.	ホステル法令1964年	110
37.	ホステル法令1964年にもとづく政令	110
38.	ホテル法令1935年	110
39.	ホテル法令1935年にもとづく政令	110
40.	サービス業法1966年	110
41.	サービス業法1966年にもとづく政令	110
42.	外国人の業務法律(NEC [#] 281)	110
43.	(NEC [#] 281)にもとづく政令	110
44.	外国人の労働許可法令1978年	150
45.	外国人に禁止される職業を規定する王令1979年 外国人労働許可法令1978年によらない外国人のタイ国内における 労働と雇用を決定する王令1979年 内務省の公示 参照: 外国人労働許可法令1978年の第12章にも とづく外国人に許される職業の規定	150
46.	外国人労働許可法令1978年にもとづく政令 政令(1979) 政令(No.2)1979年	200
47.	タイ人への職業教育の援助の法令1956年	110
48.	建築士法令1965年	110
49.	建築士法令1965年にもとづく政令	110

50.	技術専門職法令 1962年	110
51.	技術専門職法令 1962年にもとづく政令	150
52.	オイル燃料法令 1978年	150
53.	オイル燃料法令 1979年(No.2)	150
54.	燃料貯蔵調整と保護の条例における緊急王令 16	150
55.	首相告示 No. S.P.M. 4/2517 参照：燃料貯蔵の調整と保護のための条例	110
56.	オイル燃料貯蔵に関する法令 1931年	110
57.	オイル燃料貯蔵に関する法令 1931年にもとづく政令	110
58.	石油法令 1971年	170
59.	石油法令(No.2) 1973年	110
60.	石油法令(No.3) 1979年	150
61.	石油収入税法令 1971年	170
62.	石油収入税法令 1971年にもとづく政令と省令, 石油法令 1971年 にもとづく政令	340
63.	商品の値段と独占禁止規定における法令 1979年	200
64.	ダンピング防止法令 1964年	110
65.	鉍物法令 1967年	200
66.	鉍物法令 1967年にもとづく政令	250
67.	告示：独占石油試掘権と石油採掘権に関する範囲, 効力, 規則, 手続き と規定	110
68.	金採掘管理と経営のための緊急政令	110
69.	鉍山使用料法令 1966年	110
70.	錫管理法令 1971年	110
71.	国際錫協定	150
72.	米取引き法令 1946年	110
73.	米退蔵防止法令, 調査 1946年	110
74.	倉庫管理規定 1957年	110
75.	寸法と重量の法律 1923年	110
76.	寸法と重量の法律 1923年にもとづく政令	150
77.	1985年5月20日にバリで署名された協定を変更する国際協定	150
78.	登録された合名会社, 合資会社, 株式会社, 協会と財団に関する罰則法令 1956年	110
79.	商業会議所法令 1966年	110
80.	タイとアルゼンチン間の貿易協定	110

タイとオーストリア	110
タイとベルギー	110
タイとカナダ	110
タイと中国	110
タイとインド	110
タイとイラン	110
タイと日本	110
タイと韓国	110
タイとラオス	110
タイとルーマニア	110
タイとソ連	110
81. 通商協定法令1966年	110
82. 登録商標法1931年	170
83. タイとベルギー間の友好, 通商航海条約	110
タイとルクセンブルク間	110
タイとビルマ間	110
タイと中国間	110
タイとデンマーク間	110
タイとフランス間	110
タイとドイツ間	110
タイとインドネシア間	110
タイとインドシナ間	110
タイとイタリヤ間	110
タイとオランダ間	110
タイとイラン間	110
タイと日本間	110
タイとノルウェー間	110
タイとパキスタン間	110
タイとフィリピン間	110
タイとポルトガル間	110
タイとスウェーデン間	110
タイとスイス間	110
タイとイギリス間	110
タイとアメリカ間	110

84.	国内経済開発会議法令1959年	110
85.	国内経済開発計画1961年～1966年	150
86.	国内経済開発計画1961年～1966年第2分野(1964年～ 1966年)	250
87.	第2次国内経済社会開発計画(1967年～1971年)	500
88.	第2次5ケ年計画の概要	150
89.	第4次国内経済社会開発計画(1977年～1981年)	450
90.	第3次5ケ年計画の概要	150
91.	タイの国内収入1967年版	200
92.	タイの国内収入1969年版	250
93.	経済開発における支出の特別円基金譲渡法令1962年	110
94.	酪農の技術協力に関するタイ政府とデンマーク政府間協定	110
95.	チーク植林育成の技術協力に関するタイ政府デンマーク政府間協定	110
96.	針葉樹植林育成の技術協力に関するタイ政府とデンマーク政府間協定	110
97.	ミルク収穫センターの技術協力に関するタイ政府とデンマーク政府の協定	110
98.	タイとドイツ間の経済技術協力協定	110
99.	タイとスイス間の経済技術協力協定	110
100.	タイとアメリカ合衆国間の経済技術協力協定	110
101.	綿産業開発センター設立におけるタイ政府とイギリス政府間協定	110
102.	タイと西ドイツ間の投資促進と相互保護に関する協約	110
103.	タイ政府と西ドイツ政府間の“中小企業投資金融”プロジェクトのため の財政援助に関する協定	110
104.	財政援助に関するタイ政府と西ドイツ政府間の協定	110
105.	タイ政府とアメリカ合衆国間の投資保証に関する文書交換	110
106.	タイとUNTAB間の投資保証に関する文書交換	110
107.	タイとオーストリア間の投資保証に関する文書交換	110
108.	工場法令1969年	170
109.	工場法令1975年(No.2)	110
110.	工場法令1979年(No.3)	150
111.	工場法令1969年にもとづく告示	200
112.	工場法令にもとづく省令	200
113.	機械登録法令1971年	110
114.	機械登録法令1971年にもとづく省令	150
115.	タイ産業金融協会法令1959年	110

116.	産業投資促進における法律	110
117.	海外投資公示	110
118.	投資促進法令1978年(NEC [#] 227)	110
119.	工業製品の標準化法令1961年	110
120.	タイ工業設置公社(NEC [#] 339)	110
121.	砂糖法令1968年	110
122.	砂糖産業法令1961年	110
123.	砂糖産業法令1961年にもとづく報告	110
124.	タイ政府の組織体指針	280
125.	労働法(タイ語・英語)	550
126.	タイ政府官報(タイ語・英語)1年間	1,500
127.	株式会社法1978年	250

II 税金と関税

1.	タイの歳入法と補足条項	300
2.	所得税算定のための定式	250
3.	看板税1967年	110
4.	自治体の歳入法1954年	110
5.	衛生設備の地域歳入1955年	110
6.	税と国内のその他歳入に関する実行調査のための法令1960年	110
7.	飲料税法1966年	110
8.	家屋と土地税1932年	110
9.	手工業生産のマッチ税法1933年	110
10.	国内生産の石油と石油製品法1964年	110
11.	地区開発税法1965年	110
12.	チャングワットの行政組織への自動車と乗物税の配分法1965年	110
13.	ピースコースボランテアへの税金と関税の免除に関するタイ政府と アメリカ合衆国間の協定	110
14.	アセアン国際見本市への輸入品の税金と関税の免除法令	110
15.	収入と資本への課税に関して、二重課税防止と脱税防止のためのタイ とデンマーク間の協定	110
16.	二重課税の防止のためのタイと西ドイツ間の協定	110
17.	二重課税の防止のためのタイと日本間の協約	110
18.	二重課税防止のためのタイとノルウェー間の協約	110

19.	二重課税防止のためのタイとスウェーデン間の協定	110
20.	関税法1926年と修正条項(港湾使用料金表を含む)	250
21.	関税率と修正条項	300
22.	科学機器の一時的輸入への関税協約	110
23.	関税協力委員会設立規約.....	110
24.	告示: № 2 / 2514 送り状記載商品の税関申請	110
25.	告示: № 22 / 2514	
	国外輸出商品の製造, 組立てのための商品の輸入税削減に関する規約	110
26.	税関局告示№ 2 / 2514への協議録	
	送り状記載商品の税関申請	150
27.	一般関税令№ 19, 関税局の告知№ 23 / 2513, 査定部門の 通告№ 7 / 2514	110
28.	加工と再輸出目的の原材料の輸入への関税障壁のための査定	110
29.	財務省告示 Nos. TR. 1 / 2514 - TR. 3 / 2514	110
30.	海上運搬商品への課税(NEC [#] 215)	110
31.	誘置された産業の契約者の請願による輸入税の免除と削減のための法令 1960年	110
32.	セメント国内消費税法1932年	110
33.	国内マッチ物品税令1965年	110
34.	動物屠殺と食肉売り管理のための法令1959年	110
35.	NEC [#] 227に関する税金と関税	110

III 金融と財政

1.	農業と農業協同体のための銀行法	110
2.	アセアン開発銀行権能賦与法1966年	110
3.	手形交換所規則	110
4.	商業銀行令1962年	110
5.	商業銀行令(№ 2)1979年	150
6.	商業銀行令1962年にもとづく財務省告示	110
7.	商行銀行令1962年にもとづくタイ銀行告示	110
8.	タイ銀行令1942年	110
9.	住宅計画銀行令1953年.....	110
10.	貯蓄銀行令1946年	110
11.	小切手使用における政府負債法1954年	110

12.	復旧と開発のための国際銀行IMFに関する業務権限法1951年	110
13.	IMF2514における特別引出し権限に関する特定業務権限と規定法令	110
14.	国際開発組織に関する業務権限のための準備法令1960年	110
15.	通貨令1958年	110
16.	1955年に発布された銀行発行超過における通貨保留特別支出金 への緊急政令	110
17.	為替管理法1942年	250
18.	為替管理令と規則	110
19.	口座への法令(NEC [#] 285)	110
20.	会計検査官令1962年	170
21.	破産令1940年	110
22.	予算手続法令1959年	250
23.	予算手続法令1959年にもとづく省令	110
24.	一般予算算定法令1946~1974年(毎年)	110
25.	国庫平衡法令1948年	110
26.	賜金と引退法1951年	110
27.	パンコック市警備隊の停年と賜金法1973年	110
28.	地方公務員の停年と賜金法1957年	110
29.	賜金と退職金計算のための連続労働期間の処遇法1969年	110
30.	外国公務員の退職と辞職規約	110
31.	土地家屋賃貸料規則	110
32.	家屋賃貸料規則	110
33.	韓国事件における国際連合の任務のための補償と引退の法令	110
34.	国民代表者集会メンバーの謝礼と旅費、コミュニティーメンバーへの謝礼の法令1952年	110
35.	公式な旅行費用への政令1961年(Na2)1963年	150
36.	委員会委員報酬の政令	110
37.	国会議員の住宅使用料への政令	110
38.	職務を停止した公務員の給与令	110
39.	給与、年金、賜金、退職金の支払いの政令1962年	110
40.	1958年10月20日PRによる戒厳令宣言中の政府勤務の期間重複 を防止するための法令	110
41.	国家組織で働く人々の退職手当についての法令	110
42.	保証への財務省の権限法1967年	110
43.	再建と金融のためのローン1953年	110

44.	国内開発改良のためのローン法1956年	110
45.	ローン法1959年	110
46.	外国ローンの承認法1957年	110
47.	外国へ経済協力計画へのローン受け入れについての法令	110
48.	復興と開発のための国際銀行からのローンについての法令1963年	110
49.	アセアン開発銀行からのローンについての法令1968年	110
50.	技能教育振興のためのローンについての法令	110
51.	中等教育振興のためのローンについての法令1971年	110
52.	料金表令1960年	110

IV 交通通信

1.	タイの交通システム	110
2.	空中運行法令1954年	110
3.	国際路線通過の協定	110
4.	国際航空交通の協定	110
5.	国際民間航空の協約	110
6.	航空交通のタイとオーストラリア間の協定	110
	タイとオーストラリア	110
	タイとベルギー	110
	タイとビルマ	110
	タイとセイロン	110
	タイとデンマーク	110
	タイとフランス	110
	タイとドイツ	110
	タイとアイスランド	110
	タイとインド	110
	タイと日本	110
	タイと韓国	110
	タイとマレーシア	110
	タイとオランダ	110
	タイとノルウェー	110
	タイとパキスタン	110
	タイとフィリピン	110
	タイとシンガポール	110

タイとスウェーデン	110
タイとスイス	110
タイとイギリス	110
タイとアメリカ合衆国	110
タイとソ連	110
タイとベトナム	110
7. 自動車法令1979年	110
8. 自動車法令にもとづく小型trial法令	110
9. 規則：一般交通路で使用される自動車	110
10. 道路交通規則	170
11. 道路標識とシグナルの付随規定	110
12. 陸上車両税	170
13. 交通標識とその承諾	110
14. 運輸法1954年	110
15. 運輸法にもとづく政令，省令，告示1954年	150
16. 道路法（NEC [#] 295）	110
17. タイ特別道路公団法（NEC [#] 290）	110
18. 道路建設法1952年	110
19. 鉄道・道路組織法1921年	150
20. タイ鉄道公団法1951年	110
21. 港湾公団法1951年	110
22. 港湾設備・施設使用と安全規則 規則№7 / 2494	110
23. 港湾使用料	220
24. タイ河川運行法1913年	200
25. タイ船舶法1938年	110
26. 海水汚染防止法1954年	110
27. 特定輸出品船積み防止法1968年	110
28. オイルエンジン運転者試験に関する資格規則	150
29. スチームエンジン運転者試験に関する資格規則	150
30. 1部，スチーム船・その他船舶の総トン数・寸法・エンジンの馬力・ 船員・機関士の資格の規則	150
31. 2部，機械設備・蒸気機関その他の調査規定	150
32. 海の特定障害物の除去・鎮圧する海軍の権限法1947年	110
33. ラジオ発表管理法1950年	110

34.	ラジオテレビ法 1955年	110
35.	無線通信法 1955年	110
36.	都市水公団法 1967年	110
37.	都市電気公団法 1958年	110
38.	タイ電源公団法 1968年	110
39.	州電気公団法 1960年	110
40.	タイ電話局法 1954年	110
41.	電話電報法 1934年	
42.	自動車の道路・橋の通行料金法 1954年	110
43.	国際郵便規約	150
44.	郵便基金法 196年	110
45.	アセアン船便規約	110
46.	国際電信規約, ジュネーブ 1959年	150

V 国外関係

1.	同盟登録法 1950年	170
2.	国外追放法 1956年	110
3.	タイの外交史	110
4.	亡命者送還法 1931年	110
5.	国旗法 1936年	110
6.	移民法 1979年	200
7.	国籍法 1965年	150
8.	タイ国籍放棄法 (NEC [#] 337)	110
9.	国際連合対立者所有の事務資産の差し押えと管理法 1945年	110
10.	国際連合擁護とその専門機関法 1961年	110
11.	タイとイギリス・インド間戦争終結のためのタイ・イギリス間協定	110
12.	オーストラリア・タイ平和協定	110
13.	“特別な円問題”の解決に関するタイ・日本の協定	110
14.	タイ・日本の文化協定	110
15.	タイ・ラオスの関税逃避と密輸防止に関する協定	110
16.	タイ・ラオス間のノンカイ・タナラエン陸上通行に関する協定	110
17.	タイ・ラオス間の商品通過に関する協定	110
18.	タイ・マレーシア間の1921年の関税協定の実施継続協定	110
19.	タイ・チュニジア間の査証取得に関する協定	110

20.	タイ・アメリカ合衆国間の軍事援助に関する協定	110
21.	国連特別基金・タイ政府間の特別基金からの援助に関する協定	110
22.	タイ政府とICAO間のICAO組織の極東・太平洋事務所に関する協定	110
23.	UN, ITU, WMO, ILO, FAI, UNESCO, ICAO, WHO, IAEA・ タイ政府間の改定標準協定	110
24.	タイ政府・ILO間のタイ国内ECAFÉとの連絡のためのILO事務 所に関する協定	110
25.	タイ政府とビルマ政府間の国境調整と協立への協定	110
26.	国連とタイ政府間のタイ国内ECAFÉ本部に関する協定	110
27.	タイ政府とFAO間のFAO極東地域事務所に関する協定	110
28.	タイ政府とUNESCO間のアジア地域事務所に関する協定	110
29.	IAEAの特権と免除の協定	110
30.	航海法のジュネーブ協議	150
31.	1949年8月12日の戦争捕虜の処遇に関するジュネーブ協議の 実施法令1955年	110
32.	1949年8月12日の破損, 故障, 難破した船舶の状態改善のための ジュネーブ協議	150
33.	1949年8月12日の戦争捕虜の処遇に関するジュネーブ協議	150
34.	1948年8月12日の負傷, 病気の軍人の状態改善のための ジュネーブ協議	150
35.	1949年8月12日の戦争時の一般市民の保護に関するジュネーブ協定	150
36.	兵器戦争時における文化財産の保護協定	110
37.	1923年9月24日ジュネーブ調停条項原案	110
38.	第24回会議によって採用された外国の調停中裁の承認と実施の協議	110
39.	女性の政治的権利協議	110
40.	ILO№105, №116の協議	110
41.	ILO憲法修正証書	110
42.	専門機関の特権と免除協約	110
43.	SEATO業務保護法令1960年	110
44.	東南アジア共同防衛協定	110
45.	国土, 空中, 水中での原水爆実験禁止協定	110
46.	東南アジア漁業開発センター設立の合意書	110
47.	月その他宇宙の物体を含む外部空間の探査と使用における活動を監督 する原則協定	110

48	外部空間に打ち上げられた物体の返還と宇宙飛行士返還, 宇宙飛行士の救助の協定	110
49	国際市民保護憲章	110
40	タイ政府と東南アジア諸国教育大臣組織本部タイ設置に関する協定	110
51	タイ湾のタイ大陸棚権利宣言	110

VI 教 育

1.	タイの教育	110
2.	初等教育法1935年	110
3.	私立大学法1969年と省令	110
4.	特定初等学校からチャングワット行政組織への移管法令1966年	110
5.	教育のための国家計画	110
6.	国民教育協会1969年	110
7.	カセサート大学, チュラロンコン大学, タマサート大学, 医科学大学, シルパコン大学の首相管理権への移管法令1959年	110
8.	チュラロンコン大学のマスコミュニケーション・人文関係学部設置政令1966年	110
9.	技術工学のSEA TO大学院大学設置の政令1959年	110
10.	チェン・マイ大学法1969年	110
11.	コンカエン大学法1965年	110
12.	教育委員会局からコンカエン大学への北西部大学設置に関する事務移管法令1965年	110
13.	マヒドル大学法1969年	110
14.	ラムカムハエン大学法1971年	110
15.	ソクラノカリンドル大学法1968年	110
16.	教育委員会局からソクラナカリンドル大学への南部大学設置に関する事務移管法令1968年	110
17.	タマサート大学法1952年	110
18.	開発行政大学法1966年	110
19.	タイ政府と東南アジア契約組織間のアセアン工科大学協定	60
20.	アセアン工科大学憲章	110
21.	アセアン工科大学権能賦与条例	110
22.	教育組織の東南アジア大臣憲章	110
23.	タイの応用科学研究所法1963年	110

24.	大学公務員法 1964年	110
25.	軍隊予備学生結成法 1964年	110
26.	弁護士会法 1964年	110
27.	弁護士規則 1964年	110
28.	ボーイスカウト法	110
29.	タイ政府とアメリカ合衆国政府間の特定教育交換計画資金協定	110
30.	歴史的物品・古代の物品・芸術品・国立博物館法 1961年と省令	150
31.	教師法 1945年	110
32.	教会法 1962年	110
33.	イスラム寺院法 1947年	110
34.	ローマカソリックミッション法	110

Ⅶ 保健衛生

1.	保健衛生法 1941年	110
2.	地域保健行政法 1952年	110
3.	医術行為管理法 1936年	110
4.	医術行為管理法にもとづく省令	110
5.	薬事法 1961年	110
6.	薬剤師法 1968年	110
7.	WHO規則№2 国際保健衛生規則	150
8.	麻薬製造悪習に対する法令 1923年	110
9.	麻薬法 1967年	250
10.	麻薬法(№3) 1979年	250
11.	麻薬法にもとづく省令 1967年	250
12.	麻薬法にもとづく告示 1967年	250
13.	有毒物質法 1967年	150
14.	有毒物質法にもとづく省令 1967年	110
15.	薬剤師協会法 1966年	110
16.	薬剤師協会法にもとづく告示 1967年	110
17.	食品法 1979年	200
18.	食品品質管理法にもとづく告示 1964年	200
19.	動物食品品質管理法 1963年	110
20.	商品目的または貿易目的の動物食品製造ライセンスの発行申請の 農業省規則 1971年	110

21.	動物伝染病法 1956年	110
22.	植物検疫法 1964年	110
23.	伝染病法 1934年	110
24.	動物品種改良法 1966年	110
25.	性病予防法 R.S. 127	110
26.	動物投薬管理令 1962年	110
27.	狂犬病予防法 1955年	110
28.	タイ赤十字社規則	110
29.	赤十字社法 1956年	110
30.	アルコール法 1950年	110
31.	阿片法 1929年	110
32.	国連阿片会議の決定法令	150
33.	スキムミルク法 1927年	110
34.	かぜ薬法 1943年	110
35.	タバコ法 1966年	110

Ⅷ 行政その他

1.	国内行政法 (NEC [#] 218)	110
2.	省・準省・局再組織法 (NEC [#] 216)	110
3.	省・準省・局の行政活動の移管法 (NEC [#] 277)	110
4.	防衛省組織法 1960年	110
5.	軍隊組織法	110
6.	海軍組織法	110
7.	空軍組織法	110
8.	警察庁組織法	110
9.	ローマ字でのチャングワット, アムフォエスのつづり告示	110
10.	緊急行政法 1952年	110
11.	地域行政法 1914年	110
12.	チャングワット管理法	110
13.	地域政治組織法 1933年	110
14.	タンボン行政法 (NEC [#] 326)	110
15.	東アジア戦争時の労働あるいは財産徴用の事態に, 有罪に処せられた 人々のための大赦法令 1946年	110
16.	工事を受け入れる場合, 人に与えられる大赦法令 1951年	110

17.	1957年9月16日に統治権力によって逮捕された人々のための 大赦法令1957年	110
18.	1958年10月22日の革命に参加した人々のための大赦法令 1959年	110
19.	仏教25世紀恩赦法令1956年	110
20.	国会警察Ransk法1969年	110
21.	国会議員制服法1951年	110
22.	国会警察のユニフォーム法令1969年	110
23.	国会の議事進行規則	110
24.	国会への報道機関と公衆の入場規定	110
25.	議会議事手続きの国会議員規則1969年	110
26.	国会の第2議院の職権限界監理・議事手続き規則1957年	110
27.	平和のための原子エネルギー法1961年	110
28.	タイ国際原子エネルギー公共組織の業務擁護法令1961年	110
29.	仏教25世紀達成の祝典の復興法令1956年	110
30.	暦法1940年	110
31.	国勢調査法1947年	110
32.	初等教育を受けた有権者の国勢調査法1957年	110
33.	公務員法1954年	150
34.	バンコック市公務員法1973年	110
35.	共産主義者排斥活動法1952年	110
36.	共産主義者排斥活動法に対して罪を犯した人の拘留法令1962年	110
37.	利害衝突法令1938年	110
38.	タイ王国憲法1978年	200
39.	憲法17章に関して行動する者に対する防止行動と特権賦与法令1960年	110
40.	暫定憲法	110
41.	憲法上の裁判手続法1955年	110
42.	憲法の定める議会の命令制度	110
43.	協同組合法1968年	110
44.	クーデターの首謀者を免責法令	110
45.	児童裁判所組織法1951年	110
46.	児童裁判所手続法1951年	110
47.	可法裁判所機構法	110
48.	地方裁判所の設置と地方裁判所の刑事上の手続法1956年	110

49.	刑事上の監禁手続き法1963年	110
50.	刑事事件を解決する権限をもつ憲兵隊法令1937年	110
51.	領土防衛組織法1957年	110
52.	領土防衛集合令1956年	110
53.	領土防衛集合規則1956年	110
54.	防壁と濠法令1962年	110
55.	国会議員の選挙法1968年	110
56.	雇用サービスと雇用搜索者保護法1968年	110
57.	雇用サービスと雇用搜索者保護法にもとづく政令	110
58.	動力法(エネルギー公団法)1953年	110
59.	不動産の没収法1954年	110
60.	家族登録法1935年	110
61.	火器, 弾薬, 銃弾, 花火の管理と火器の制限法1947年	110
62.	火器その他管理法令にもとづく省令	110
63.	漁業法1947年, タイ漁業領域での操業する権利監理法令1939年	110
64.	東南アジア漁業開発センターの業務擁護法	110
65.	漁業登録法1953年	110
66.	海外サービスにおける首相職の規則1966年	110
67.	森林法令1941年	110
68.	国有森林保護法1964年	110
69.	伐採禁止材木指定の条例	110
70.	伐採禁止材木製品指定の省令	110
71.	とばく法1935年	110
72.	ゲーム保護維持法1960年	110
73.	カードゲーム法1943年	110
74.	政府機構の法人化法令1953年	110
75.	鶏卵ふ化組織設置令	110
	養鶏農場組織	110
	冷凍保存組織	110
	急行交通組織	110
	森林産業組織	110
	燃料組織	110
	ガラス組織	110
	工業協同組織	110

地域改善組織	110
市場組織	110
保存加工された食品組織	110
ゴム農場組織	110
皮なめし組織	110
旅行促進組織	110
食庫組織	110
編み物組織	110
76. 規則 政府機密保護1956年	110
77. タイ住宅公団(NEC [#] 316)	110
78. 身分証明書令1962年	110
79. 政府, 自治体, 公衆衛生地域, 州機関の公務身分証明書令1955年	110
80. タイ国会内部グループの規則	110
81. 国会内部組合の規約	110
82. 憲法のための可法裁判所への手続き法令1955年	110
83. タイの土地法規と修正条項	200
84. 居住のための土地法1968年	110
85. 土地分配への法(NEC [#] 266)	150
86. 住民のための土地分配への規則	110
87. 水田賃貸の管理令1950年	110
88. 社会司法の土地改革法1954年	110
89. 土地所有権利保証の再調査法1953年	110
90. 弁護士法1965年	110
91. 文学的・美術的作品の保護法	110
92. 戒厳令1914年	110
93. 軍事法廷令1955年	110
94. 軍事サービス令1954年	110
95. 軍事訓練令1960年	110
96. 自治体法1953年	110
97. 州組織あるいは労働団体の労働者の罰則1959年	110
98. 国立公園法1961年	110
99. 地方自治体と公衆衛生地域における自動車駐車規則	110
100. 質店法1962年	110
101. 質店法にもとづく省令1962年	110

102.	住民登録法1956年	110
103.	個人名法1962年	110
104.	嘆願書令1949年	110
105.	運河に結びついた犯罪の防止と鎮圧のための警察権力の増加法1953年	110
106.	警察公務からの給与, 資格, 知識, 選挙, 調査, 入隊, 昇進, 任命, 退職の政令1957年	110
107.	政党法1968年	110
108.	報道法1941年	110
109.	政府からの過剰利益防止の特別手段法1948年	110
110.	売春婦排除のための法令1960年	110
111.	大衆集会の管理法令1937年	110
112.	検察官法1955年	110
113.	検察局公務法令1955年	110
114.	背任行為と能力不足の政府・自治体公務員の罰則1947年	110
115.	政府サービスのために, 病気, けがをした政府公務員の交替法令 1955年	110
116.	国立研究協会1959年	110
117.	革命グループの宣言Nos. 1-57, サリトタナラット	150
118.	軍事副官	110
119.	王位継承法, 皇室家族メンバーの結婚皇法	110
120.	H, Mキングアナンダマヒドル殺人で罪を問われた者の拘留期限を 定める法令1948年	110
121.	国王殺し事件, 犯罪訴訟裁判所における判決, バンコック	200
122.	宮殿祝典のプログラム, 即位式H, M, ソムデッヒファラパラミンドル, マハブミボル, アブルセデ, シャーミンダラデラジ, 皇室儀式1950年	...
123.	皇室メンバー任命宣言	110
124.	皇室警備警官令1952年	110
125.	特赦1952年, 1956年, 1957年, 1961年, 1963年, 1971年の政令	110
126.	公式服装を着る地位ではない入延権を持つ人々のための服装を規定する 政令1956年	110
127.	僧侶界に入るための休暇をとる政府公務員のための許可への政令	110
128.	王冠所有の規則1936年	110
129.	仏教の25世紀祝典勲章令1956年	110

130.	第9代皇室特典勲章令1959年	110
131.	第IX代ラタナボルン勲章リボン1959年	110
132.	勝利勲章リボンへの政令1959年	110
133.	家庭援助勲章リボンへの政令1959年	110
134.	開拓サービス勲章の王授与, 受取り人の権利に関する規則	110
135.	王のアメリカ合衆国, ヨーロッパ訪問記念勲章令1961年	110
136.	レマチボデの特別指示法令1960年	110
137.	友好の最も幸運な王の指示法令1962年	110
138.	勝利勲章の受取り者のための謝礼の放棄法令1967年	110
139.	女性兵士による装飾品, 勲章の装着法令1967年	110
140.	ゴム規則	120
141.	ゴム管理法令1938年	110
142.	ゴム農場救済基金法1960年 発展報告	110
143.	社会安全法令1954年	110
144.	国立安全協会法令1959年	110
145.	統計法令1965年	110
146.	タイのチーク産業	150
147.	地方公務員のユニフォーム法令1966年	110
148.	専門家援助組織令1967年	110
149.	国防志願兵法令1954年	110
150.	志願者国防グループの訓練法令	110
151.	特許法令1979年	200
152.	著作権法令1978年	150
153.	補足情報: 調達への総理府規則1978年	250

2. 都市計画法 1975年

ブミボルアブルヤデジ王

在位30年の1975年2月5日に進呈される。

国王ブミボルアブルヤデジ王の名においてここに宣言される。

都市計画における法律の改訂手段は、国会の同意と助言によって国王陛下が次のように法律を制定する。

第1項 この法律は、“都市計画法1975年”と呼ばれる。

第2項 この法律は、政府官報で公表される次の日から効力を発効する。

第3項 都市計画法1952年は、ここに放棄される。

この法律によって規定される限りにおいて、この法に対立するまたは矛盾する規則、規約は無効とされる。

第4項 この法律の中には、

“都市計画”とは、経済・社会・環境条件・保安維持、美術的・建築的・歴史的・考古学的価値のある物質の保護・保管、あるいは天然自然、風景その他自然価値の保護を促進することを目的として、より良い衛生設備、便宜、規律、魅力、財産利用、公衆安全、社会安定のために、都市またはその一部を建設開発あるいは被害を受けた都市またはその一部を復旧・改善する関係地域総合的都市計画のプロジェクトに従って、定式化・準備実行することを意味する。

“総合的都市計画”とは、都市計画の目的を獲得するための適当な利用方法、通信交通、公共施設そして環境条件の分野に、都市あるいはその一部を開発保全するガイドラインとしての利用のための管理またより良い一般的基準となる設計図、方針、企画を描き上げることを意味する。

“プロジェクト計画”とは、都市計画の目的を獲得するために、都市の一部あるいはその一部の中の特定の地域、また関係する活動を開発・保全するために、計画書・工事予定表を作成することを意味する。

“建築物”とは、地上あるいは水上に立つ、あらゆる種類の構造物を含む建物を管理する法律にもとづく、建築物を意味する。

“付帯地域”とは、プロジェクト計画にもとづいて、歩道、プロムナード、裏通り、水路、道路、あるいは排水路のような、公共の目的のために利用される空間に指定された、個人の土地を意味する。

“公共地域”とは、特定の目的のために、総合的計画あるいはプロジェクト計画に指定された土地を意味する。

“計画公務員”とは、総合的計画あるいは、プロジェクト計画を企画、準備、承認する目

的のために、調査すべき土地を指定する政令の立法化の際あるいは、総合的計画、プロジェクト計画を実行する際、政令の中に規定された有能な公務員であり、また都市計画局あるいはその地方公務員、総合的計画・プロジェクト計画を企画・準備する人々を意味する。

“地方公務員”とは、都市部ではその自治体、地方衛生局下の地域では、地方衛生局、地方行政体の地域では、チャングワット長官あるいはチャングワット長官に指名されたナイアムボエ、バンコック都市地域では、バンコック市知事あるいは知事に指名された地方役人を意味する。

“行政公務員”とは、プロジェクト計画にもとづいて、計画を運営する権力と任務を持つことを認められた地方公務員・州組織体を意味する。

“地方行政組織”とは、チャングワット行政組織、地方自治体、地方衛生局またはバンコック市行政政府を意味する。

“チャングワット長官”とは、バンコック都市地域のための、総合的計画あるいは、プロジェクト計画の企画と準備の際のバンコック市知事を含む。

“大臣”とは、この法律施行管理を担当する大臣のことである。

第5項 内務大臣は、この法律施行管理を担当し、この法の施行のための省令を発行する権力を持つ。

以上の省令は、官報の発表をもって、効力を発生する。

第1章 都市計画委員会

第6項 都市計画委員会は、議長として國務次官、農業政務次官、交通運輸次官、工業政務次官、財務長官、経済社会開発局官から成り、都市計画の分野から、7名を限度として有識者を任命し、メンバーとして、都市計画に関係する個人あるいは独立した協会・組織体からの代表は7名を限度とする。都市計画局局長は、メンバーとして加わり、都市計画委員会の書記となる。

バンコック都市地域のための、総合的計画プロジェクト計画の企画、準備、承認の際は、バンコック都市副知事も、メンバーとして加わる。

内閣は第1段落の下委員会メンバーとして、有識者、独立した協会または組織からの代表者、その他の者を任命しなければならない。以上により任命されたメンバーは、職権と給料をもつ政府地方自治体の公務員であってはならない。

第7項 都市計画委員会は、この法律に規定されているような、都市計画に関係する任務をもつ各部門に都市計画にかかわる事項に助言を与えることを任務とする。

第8項 都市計画委員会は、いくつかの法令を作成する目的、権限と任務の内容を考察する目的、業務遂行の協力を求める目的、あるいは報告書を提出する目的のために、1つあるいは数個の副委員会を任命することができる。第11項と第12項は、以上の理由で、必要な変更を加えて適用される。

第9項 内閣によって任命された都市計画委員会は、2年の任期をもつ。

任命された会員がまだ任務をもつ間に、委員会委員の任命があった場合、または以上の任命が加入または交替の目的のための場合には、任命された者は残りの任期の間を、職務をもたなければならない。

以上の任期に従って退任する委員会委員は再任に適格者である。

第10項 9項にもとづく任期終了による退職を別として、内閣によって任命された委員会委員は、次項により退職する。

- 1) 死亡
- 2) 辞職
- 3) 内閣によって退職を要求されたとき
- 4) 汚職
- 5) 不適格、あるいは類似の者となったとき
- 6) 不注意による小さな罪の場合を除く、最終判決で禁固刑に処せられたとき

第11項 都市計画委員会会議の定足数は、全会員数の半数以上の出席を必要とする。

もし議長が欠席した場合は、委員会会員は、その会議の議長として働く1名を選出できる。

第12項 多数決を、会議の決定とする。各会員は一票をもつ。票数が等しい場合には、議長が決定のための一票をもつ。

第13項 都市計画局は、以上によって都市計画委員会の決定を遂行する。

この法令あるいは他の法律にもとづく、他の局あるいは個人の権限や任務の業務の場合には、都市計画局はすぐ以上の局、あるいは個人に委員会の決定を知らせ、前述の業務を代行しそして遅れることなく、都市計画委員会に報告書を提出する。

第2章

第14項 総合的都市計画と、プロジェクト計画の企画・準備において、政令は次の目的のために調査すべき土地を指定する立法化を行なう。政令は次を指定する。

- 1) 総合的計画・プロジェクト計画の企画・準備のための調査対象物
- 2) 計画公務員
- 3) 補助として、調査地域を表わす地図と調査される場所
- 4) 政令の実施期限は5年とする。

第15項 調査すべき土地を規定する政令の有効期間中、計画公務員は次のような権力を持つ。

- 1) 必要な調査を目的とする進入
- 2) 総合的計画、あるいはプロジェクト計画の土地に予定されている地域の決定。
- 3) 都市計画委員会の承認にもとづく、総合的計画、あるいはプロジェクト計画の企画・準備のための適当な利用の規則を規定すること。
- 4) 必要な基準、境界と境界線を示すこと。

5) 政府各局，組織企業に，総合的計画あるいはプロジェクト計画の企画・準備の目的に必要なとされるだけの土地を示す地図・平面図を提出することを告示する。

これに関連して，固定資産の所有者から認可を得ている場合，以上の活動の開始に先立って，固定資産の所有者に3ヶ月前に告知している場合を除いて，建築物，フェンスで囲まれた敷地に入ることは禁止される。

第16項 第14章の下に立法化された政令は，総合的計画を実行する省令の発行，あるいはプロジェクト計画が法の力によって実行されるとき，以上の政令で規定された地域内で，無効とされる。

第3章 総合的計画の企画・準備

第17項 総合的計画は，次の事項から成る。

- 1) 総合的計画の企画・準備の対象物
- 2) 総合的計画地域を示す地図
- 3) 詳細事項をもつ，1つあるいは数枚の平面と，全部あるいは次の事項のいくつか。
 - a) 各部門に区別された，土地の利用を規定する図面
 - b) 公共地域を示す図面（空地）
 - c) 交通・通信のプログラムを示す図面
 - d) 公共利用のプログラムを示す図面
- 4) 以上の図面に付属する詳細図
- 5) 総合的計画の対象物に従って，認められる方針・方法・手続

第18項 ある地域のため総合的計画を企画・準備することが適当とみなされるとき，都市計画局は，その地域のための総合的計画を企画・準備する。または，その地域の地方事務所が総合的計画を，企画・準備する。地方事務所がそれらを企画・準備することを代行する場合，事前の承認を都市計画局から得なければならない。

もし，以上のような計画が，いくつかの地方の行政区にわたる時には，都市計画委員会は都市計画局あるいはその地方事務所に協力して，総合的計画の企画と準備に掛かるように指示するとともに，各地方行政区がそれぞれの部分に従って支払う費用の分担を決めることができる。

地方事務所が総合的計画の企画・準備に関連して都市計画局から助言を必要とする場合，都市計画局は，要求に応じて地方事務所と共同する。

第19項 都市計画局が，ある地域のために総合的計画を企画・準備する時，地方事務所に知らせ，彼らの意見を聞くために，行政官を召喚することができる。

どんな総合的計画でも，都市計画局あるいは地方事務局は，総合的計画の企画・準備が効力を発する地域の住民の意見を聞くため，住民にその計画を公表して，少なくとも2回の会議を開く。その会議では，住民の代表だけの出席に限られる。以上の公開，会議，意見の発

表の規則：手続・条件は、省令によって規定される。

第20項 地方事務所が、総合的計画の企画・準備を完了したときは、関係書類は都市計画局の検討のために提出される。もし、都市計画局が、総合的計画の改善を指示する場合、その理由と一併に通知する。また、もし地方事務所が都市計画局の指示に同意できない場合には、その反対意見の理由を都市計画局に通知し、そして遅れることなく22項に従って、手続を行わなければいけない。

第21項 総合的計画の企画・準備がチャングワットに受け入れられた時、チャングワット統治主権者は、地方行政組織からの代表、都市計画局からの代表、そして政府の関係省局からの代表、加えて適当とみなされる人々の、10名以上15名を越さない範囲から成る、総合計画諮問委員会を任命する。彼らの任務は、都市計画局あるいは地方事務所が企画・準備した総合的計画に関連して、助言・勧告を行なうことにある。

総合的計画の企画と準備が、2つあるいはそれ以上のチャングワットに、影響が及ぶ場合には、都市計画委員会は、前述の総合計画諮問委員会を任命する。

大臣は、総合計画諮問委員会の任命に関する規約と、その委員会の任務の実行を規定する。

第1章の会議における規約は、必要な変更を加えて、総合計画諮問委員会に適用される。

第22項 都市計画局、あるいは地方事務所によって完了された総合的計画、その企画と準備は、都市計画委員会に検討のために提出される。地方事務所が企画・準備して、都市計画局に提出した際、修正改善の必要があると見なされ、地方事務所がそれに同意しない総合的計画は、都市計画局の指示と、地方事務所の同意できない理由をそえて、都市計画委員会に提出する。

第23項 都市計画委員会が、承認を与えた場合には、総合的計画を企画・準備した都市計画局、あるいは地方事務所は、60日以内に総合的計画の地域に含まれる、また関係するパンコック都市地域の事務所、その付属事務所あるいはアムボエ事務所、地方行政組織、住民に、総合計画を示す地図を公示しなければならない。また、その公示の日付を明示しなければならない。

通知を公示する際、総合的計画を企画・準備した都市計画局あるいは地方事務所の総合的計画の契約条項、計画を検査する特権を持つ人々に案内状を付け加えなければならない。以上の通知の公示方法は、内務省の規則に従う。

第24項 23項にもとずき、以上の通知の公示60日以内であれば、既得権を持つ人々は、その総合的計画を企画・準備した都市計画局、あるいは地方事務所に文書を提出し、計画にもとづく土地の利用を修正改善、あるいは取りやめを要求できる。また、都市計画局あるいは地方事務所が、その要求に同意できない場合には、彼らの意見と一併に、その要求を都市計画委員会に提出しなければならない。地方事務局が、同様の申し出を受け取った場合には、都市計画局を通り越して業務を行なう。

都市計画委員会が、その要求に同意できない場合、都市計画局あるいは地方事務所に、総

合的計画の修正改善・取り消しを、指令しなければならない。そして要求を解決する。

第25項 23項にもとずき、通知の公示の日から60日たったのち、既得権をもつ者から、総合的計画の修正改善・取り消しの要求が、提出されない場合、都市計画委員会は、都市計画局あるいは地方事務所に実務のための指令を發表し、都市計画局は、以上の総合的計画を、大臣が実行する省令の発行を着手するように、総合的計画を提出しなければならない。

第4章 総合的計画の実施

第26項 省令は、総合的計画を実施しなければならない。省令の各条項は、17項にもとずく詳細を含まなければならない、そして5年を越さない期間効力を持たなければならない。

第27項 省令によって、総合的計画の実施地域内では、いかなる者も総合的計画の契約条項に反する土地の利用、総合的計画の契約条項に反するどんな法令の作成も行なってはいけない。

各段落の条項は、総合的計画を実施する省令が、発効する前に有効であった利用の土地所有者には、そして総合的計画を実施する省令が発効した後も、続く土地利用には適用されない。しかし、もし都市計画委員会が衛生設備・公衆の安全に関する主要な総合的計画の方針に反する土地の利用が続くとみなす場合には、委員会は、適当とみなせるように、一定期間中に、その土地利用を土地利用者が修正改善するよう規則、手続、条件を規定する権力を持つ。前述の規則の手続き、条件の規定において、その働きによって土地・投資・利益・損害と結びつく土地、その他財産の利用と、状況に検討を加えなければいけない。そのために、都市計画委員会は、予測・事実を示すために、土地所有者を集めなければならない。

規則・手続・条件を規定した後、都市計画委員会は公示で土地所有者に通知しなければならない、土地所有者は70項にもとずく宣言を申し出る権利を持たなければならない。

第5章 プロジェクト計画の企画・準備

第28項 プロジェクト計画は次の事項から成る。

- 1) プロジェクト計画の企画・準備の対象物
- 2) プロジェクト計画地域を示す地図
- 3) 次の各項のすべて、あるいはいくつかと契約条件をもつ、1つあるいは2・3の図面
 - a) 各部分に区分する土地利用と部門と部分に分ける境界条件を規定する図面
 - b) 公道の寸法と、方向を示す詳細図をそなえた、通信・交通のプログラムを表わす図面
 - c) 公共利用の詳細を示す図面
 - d) 公共地域を示す図面
 - e) 土地高度基準の決定を示す図面
 - f) 保存・保護すべき美術的・建築的・歴史的・考古学的興味や、価値のある物体・位置を示す図面
 - g) 開発・保護すべき天然資源・風景や、天然価値の場所を示す図面
- 4) 建設が許可される、あるいは許可されない建物の部門や型式を含む3)にもとずく図面に

係わる詳細図と説明

- 5) 次の事項のすべて、あるいはそのいくつかのプロジェクト計画の対象物に従って実行される法律の条項
- a) 付帯土地の寸法と方向
 - b) 建設が許可される、あるいは許可されない建築物の部門・型式・サイズ・容積
 - c) 住民や通行人に悪い状態・危険な状態の建築物，55項にもとづく地方都市計画実行委員会の命令によって、不良と申し渡されるまたは移動される建築物の部門・タイプ・サイズ・容積
 - d) 建築許可の申請の時、求められた利用とは違う、または地方事務所の許可を得なければならぬ建設、あるいは改築を許可された建物の利用
 - e) 公共地域に指定された土地を含むプロジェクト計画の中に規定された多目的のため許可された建築物の建設における土地の大きさ
 - f) 美術的・建築的・歴史的・考古学的興味価値のある物体あるいは土地の開発・保護・保全
 - g) 公共地域の保護
 - h) 単体あるいは集成的に立つ樹木の開発・保護
 - i) 建物の撤去、移動、改築
 - j) プロジェクト計画の対象物に関連する他の必要な法令
- 6) 43項(1)にもとづく、ステイトハイウェイ都市計画の目的のため徴収される、土地その他固定資産を示す地図で権利をもつ、その資産の所有者氏名リストをそえた、徴収される土地その他固定資産の詳細条項。
- 7) 43項(2)にもとづく、都市計画の目的のために徴収される、土地その他固定資産を示す地図で、権利をもつその資産の所有者氏名リストをそえた、徴収される土地その他固定資産の詳細条項。
- 8) 都市計画の目的のために、ステイトハイウェイやその他目的のために、国家行政府、チャンawat、地方行政組織あるいは、国家組織の土地、その他固定資産を規定する詳細図と地図
- 9) 必要とする地図、図面その他項目

第29項 どんな地域のための総合的計画を実施する省令が発効する場合、その地域の地方公務員は、プロジェクト計画の企画・準備をしなければならず、プロジェクト計画の企画・準備を実施することを、都市計画局に要求できる。総合的都市計画を実施する省令がまだ発効しない地域では、大臣はプロジェクト計画を企画・準備する都市計画局、あるいは地方事務所に命令することができる。

地方事務所がプロジェクト計画を企画・準備する場合、彼らはまず最初に都市計画委員会

によって、承認のために企画・準備されるべきプロジェクト計画にもとづく概略を提出しなければならない。これに関連して地方事務所は彼らの意見を述べることができ、都市計画局からプロジェクト計画の企画・準備への助言を求めることができる。」

第30項 地方事務所が29項にもとづくプロジェクト計画の企画・準備を引き受ける場合、彼らはプロジェクト計画の企画・準備に影響を与えるおよその地域を示す通知を、バンコック都市の地域の事務所、地域の副事務所あるいはアムボエ事務所、地方行政組織事務所、プロジェクト計画の企画・準備に影響を与える地域内の、見やすい場所に公示しなければならない。

第31項 都市計画が、29項に従って地方事務所の要求あるいは省の命令の下にプロジェクト計画を引き受ける場合、都市計画局は30項に従って、各地方事務所にプロジェクト計画の企画・準備が効力をもつおよその地域を示す地図を送信しなければならない。

第32項 30項と31項の下に、プロジェクト計画の企画・準備に影響を与えるおよその地域を示す通知の中には、通知の発行の日から45日以内に、地方事務所あるいは都市計画局に、文章で関係する地域の改善に関する土地所有者の意見・希望を聞くために、その土地の上に建物を立てる権利を有する土地所有者に、案内状を送信しなければならない。

地方事務所あるいは都市計画局は、意見・希望を発表した人々に、その概略を申し出に来ることを、通知しなければならない。

第33項 いかなるプロジェクト計画の企画・準備も、都市計画局あるいは地方事務所は、プロジェクト計画の企画・準備に影響を与える地域内の住民に告知し、彼らの意見を聞くための集会を、少なくとも2回開かなければならない。その会議の中に、条項は適当な人々の代表の出席だけに制限することができる。以上の告知、集会、意見を発表する規則・手続き・条件は、省令で規定される。

第34項 関係する土地に、建物を建てる権利を持つ人、土地所有者が30項、あるいは31項の下に公示された土地の教育・公衆衛生・福祉の目的のために、土地の提供・建物の建設を希望するならば、前述のプロジェクトと一っしょに意図する文章を、地方事務所あるいは都市計画局に提出しなければならない。

第35項 32項あるいは33項の下に、以上の意図した手紙を受け取った場合、その手紙を受け取った日から30日以内に、地方事務所あるいは都市計画局は、29項の下の都市計画委員会によって承認された主旨に従って、建物の建設・土地分割のプロジェクトを修正する土地分割・建物の建設を希望することを発表した人々に、文書で承認を与えるか拒否しなければならない。修正拒否に同意できない土地所有者は、70項にもとづき控訴できる。

第36項 地方事務所あるいは都市計画局が、土地の分割・建設される建築物の分類が、29項の下に都市計画委員会によって承認された主旨にもとづくとみなす時、地方事務所あるいは都市計画局は、34項にもとづく以上の意図を発表した人々に、土地分割・建物の建設への

同意書を結ぶことを求めることができる。前述の同意が、その土地に建物を建設する権利をもつ人々と一緒になされる場合、土地の法律上の所有者の同意書を取得しなければならない。地方事務所あるいは都市計画局と結ばれる同意書には、建物の周囲を示す詳細図と、建設される建築物のデザインの図面が添付されなければならない。

本項にもとづく図面の提出方法は、内務省によって規定される規則によらなければならない。

第37項 プロジェクト計画の企画・準備は、36項にもとづく同意にそうものでなければならず、プロジェクト計画を企画・準備の目的のために調査される地帯を、規定する政令の中で発表された期間の間に建物の建設に応じた許可を検討しなければならない。

第38項 29項にもとづき、地方事務所がプロジェクト計画の企画・準備する場合、前述の物件の検討と勧告を求めるために、都市計画局に提出しなければならない。もし、都市計画局がそのプロジェクト計画を承認できなく、そして地方事務所が前述の物件を都市計画局の主旨に合うように、調整・修正できないときは、都市計画委員会に調停を委託しなければならない。

第39項 都市計画局が省の命令あるいは、29項にもとづく地方事務所の要求に従って、プロジェクト計画を企画・準備する場合、前述の事項を地方事務所に検討と判断するために、提出しなければならない。そして都市計画局が前述の事項を地方事務所の主旨にそって、調整・修正できない場合、都市計画委員会に調停を委託しなければならない。

第40項 都市計画委員会が、地方事務所あるいは都市計画局によって、企画・準備されたプロジェクト計画を承認する場合、都市計画局は、大臣がプロジェクト計画を実施する法の発効を、ひき続き行なうよう、プロジェクト計画を提出しなければならない。

第6章 プロジェクト計画の実施

第41項 いかなる地域のプロジェクト計画にも、法律が制定されていないなければならない。プロジェクト計画を実施する法律が準備される限り、以上の法律は5年を越えない期間効力を持つ。

本項にもとづいて期間が終了して、もし地方事務所あるいは都市計画局が、法の実施期間の延長を必要とした場合、都市計画委員会が前述のプロジェクト計画実施期間延長のための法の制定を検討するために、申し出を行なわなければならない。

実施期間延長の法令は、条件や環境によって適当なプロジェクト計画に、変更・修正を要求できる。

第42項 いかなる地域のためのプロジェクト計画を実施する法が有効である間、もし地方事務所あるいは、都市計画局が前述の法令によって規定されるプロジェクト計画の各条項の変更を必要とみなした場合、地方事務所あるいは都市計画局は、プロジェクト計画にかかわる変更・修正を、都市計画委員会に申し出なければならない。そして、もし都市計画委員会がその変更・修正を認め、その他財産徴収の点でプロジェクト計画の各条項に影響を与えず、ま

た建物の解体・移動の必要がなく、さらに土地その他財産の徴収によって新しい建物の解体・移動の必要がない場合、都市計画委員会は、大臣がプロジェクト計画を変更・修正する省令の発表を行なうよう、報告しなければならない。

第43項 プロジェクト計画を、実施する法令が、どこかの地域に公布された時、もし民間人によって所有される土地その他の固定資産が、プロジェクト計画を実施する法令の下に徴収されると定められるものは、

- (1) ステイトハイウェイの目的のため。それは、ステイトハイウェイの法律の下に徴収されるように検討されなければならない、そして特別に前述の法令の中に規定されない限り、必要な変更を加えて、以上の法律の規定は適用される。
- (2) 都市計画に役立つその他の目的のため。それは固定資産徴収の法令の下に徴収されるように検討されなければならない、そしてその法律の規定は前述の法令の中に規定されない限り、必要な変更を加えて適用される。

プロジェクト計画を実施する法令の中に明示される地域の都市計画局局長、あるいはチャングワット統治者は、固定資産の公用徴収として扱わなければならない、前述の法に付加される地図の中に含まれるような徴収されるべき土地その他固定資産の境界線を、徴収されるべき土地その他固定資産の境界線として考慮しなければならない。

プロジェクト計画を実施する法令が、14項の下に調査されるべき土地を指定する政令の制定の日から5年以内に立法化される場合、もし前述の法令が補償を規定しないときは、その補償額は、前述の政令の制定の日における、資産の適正価格にもとずいて決定される。

プロジェクト計画を実施する法令が、前述の政令の公布なしに立法化され、あるいは政令の公布の日から5年を経て立法化されたり、そしてプロジェクト計画を実施する法令が、補償額を規定しない場合、徴収される資産の価値は、プロジェクト計画を実施する法令の制定の日における資産の適正価格にもとずいて決定される。

固定資産がプロジェクト計画にもとずいて、開発のために徴収される場合、もし公的機関が望むならば、開発後その固定資産の利用から利潤を得ることができるが、しかしその固定資産の所有権の移譲を課することはできない。

以上の開発のために、徴収される固定資産の所有権移譲は、法令の制定をもって発効する。

第44項 43項(1)を通して、固定資産を徴収する必要がある場合、行政官は徴収が有効ある期間に関して、その固定資産の所有者・占有者あるいは保管者と同意しなければならない。

43項(2)を通して、固定資産を徴収する必要がある、固定資産を徴収する法律にもとずき、支払・代替地決定の前に、固定資産を徴収する行政官を、プロジェクト計画が実施する法令が規定する場合、本条項は必要な変更を加えて、行政官あるいは行政官によって委託された人が徴収する期日は、以上の固定資産徴収の、予定公表の日から、少なくとも30日を越さなければならない。

43項(2)のもとに、固定資産の所有者・占有者に、予告の手紙が届かない場合、固定資産が徴収される日は、固定資産が位置する地域に通知が公表された日から、少なくとも30日を越さなければならない。

本項にもとずいて期限が終了した後、行政官あるいは行政官に委託された人は、補償金額が支払われていなくとも、以上の固定資産を徴収する権力を持つことができる。

第45項 大臣は、次のことを規定する省令を発行する権力を持つことができる。

- (1) プロジェクト計画を実行する法令にもとづく各条項の詳細
- (2) プロジェクト計画を実行する法令にかかわる手続きと規則。以上の省令は、官報に公表されることによって発効する。

第46項 プロジェクト計画を実施する法令にかかわる地域内に効力を持つ、建物建設の管理法、公衆衛生、国土の整備・調整、埋葬・墓場の管理法、固定資産に関わる法のすべての規則は45項のもとに発表される以上の省令によって取り替えられる。

第47項 建物建設を管理する法の適用を許可する政令が依然として宣言されなければならない地域を除く、プロジェクト計画を実施する法令が制定されるいかなる地域でも、建物建設の管理法の適用を許可する政令の宣言が、プロジェクト計画地域から1キロメートル四方の地域を含むプロジェクト計画に効力を持ったことを、検討しなければならない。

本項にもとずいて、建物建設の管理法が効力を持つプロジェクト計画域1キロメートル四方の中に、建物建設の管理の法律にもとづく建物の建設・改築・修繕を許可するために委託された地方事務所は、地方都市計画実行委員会が検討するために、以上の主旨を提出しなければならない。そしてチャングワット統治者は、地方都市計画実行委員会によって明示された主旨に従って、以上の地方事務所の仕事を監督しなければならない。

第48項 プロジェクト計画を実行する法律が立法化される地域の中では、いかなる人も42項・45項のもとに発行されたプロジェクト計画を実行する法令、あるいは省令に明示されたものとは違う土地の利用、固定資産の変更・改正を行ってはいけない。

第49項 プロジェクト計画の地域が、いくつかの地方行政組織体の地域に渡る場合、大臣は建物の建設・改築・増築・修繕を許可する唯一の権力と任務をもつためのいかなる地方行政組織体の地方事務所に権限を与える省令を発行することができる。

前述の場合には、その地方事務所は、建物建設管理法に従って、プロジェクト計画地域に広がる建物の建設・改築・増築・修繕を許可する権力と任務を持たなければならない。

第7章 地域都市計画実行委員会

第50項 プロジェクト計画施行令が立法化される地域内には、次の人々からなる地域都市計画実行委員会が存在しなければならない。

- (1) バンコック都市域では、バンコック都市知事が議長となり、会員として厚生省、財務省、検察庁、タイ住宅公団、タイ工業団地公団、都市計画省、バンコック都市土地事務所役人、

バンコック都市計画局主事からの代表、この分野に直接関係する4名を越えない有識者、大臣が任命する都市計画に関係する独立した協会・組織・その他の人々の4名を越えない代表者。

(2) チャングワット地域内では、チャングワット統治者が議長となり、会員としてチャングワット公共事業役人、チャングワット国税庁役人、チャングワット検察庁役人、チャングワット土地事務所役人、この分野に直接関係する3名を越えない有識者、大臣が任命する都市計画に関係する独立した協会・組織・その他の人々の4名を越えない代表者。

以上の仕事は、いくつかの地方自治体や地方衛生局の地域に及ぶ必要がある時は、その市長あるいは地方衛生局局长は、会員とならなければならない。そして、地方自治体あるいは地方衛生局の地域外で仕事が行なわれる必要がある時は、以上の地域のナイアムポエは、会員とならなければならない。

独立した協会・組織・その他からの代表者に任命された会員は、常任の国家公務員あるいは地方公務員であってはならない。

地域都市計画実行委員会の議長は、委員会の秘書となる会員あるいは一般の人を任命しなければならない。

第51項 地域都市計画実行委員会は、次の権力と任務を持たなければならない。

- (1) プロジェクト計画にもとづく付帯地域として使用される個人の土地の再配分に関する指示を検討・発表する。
- (2) 国有公的財産として、以上の付帯地域の譲渡を承認する。
- (3) プロジェクト計画にもとずいて、撤去・移動・改築されなければならない建物の撤去・移動・改築に関する指示を検討・決定する。
- (4) 提出する依頼を検討・決定する。
- (5) この法令にそなわっている権力と任務にもとづく他の機能を実行すること。

第52項 大臣によって任命された地域都市計画実行委員会の会員は、2年間職務を負わなければならない。

任命された会員が依然として職務に携さわっている間に、地域都市計画実行委員会会員の任命が行なわれた場合、その任命が追加あるいは交替であろうと任命された人は、その職務を負いながら職務の残りの期間、職務に携さわらなくてはならない。

以上の任期に従って、退任する地域都市計画実行委員会会員は、再任の適格者である。

第53項 10項・11項・12項の規定は、必要な変更を加えて地域都市計画実行委員会に適用される。

第8章 建物の撤去・移動・改築

第54項 プロジェクト計画を実行する法令が、建物の撤去・移動・改築を明示する場合、行政官は地域都市計画実行委員会に従うための建物の撤去・移動・改築を示す詳細図を描き上げ

なければならない。

第55項 地域都市計画実行委員会は、プロジェクト計画に関連する建物の撤去・移動・改築の詳細図と、その理由を検討しなければならない。これに関して、地域都市計画実行委員会は、都市計画局からの忠告を求めることができ、行政官が新しい条項を書き上げることを命令することができる。

地域都市計画実行委員会が、いかなる指示を検討・発表した時も、行政官は都市計画実行委員会の命令に係る建物の所有者・占有者に、文書を送らなければならない、そして以上の命令にもとずいて取られる活動は、活動が実行される前60日以内であってはならない。また行政官は、それらが適切である限り、建物の撤去・移動・改築を示す詳細を送らなければならない。ただし、地域都市計画実行委員会の命令に同意できない建物の所有者・占有者が70項にもとずいて異議申し立ての権利を行使した場合を除く。

第56項 もし撤去・移動・改築されるべき建物がいかなる公共事業の所有・保管のものの公共財産あるいは国有財産である場合、チャングワット統治者は、公共財産あるいは国有財産に係る公共事業に、文書による通知を送らなければならない、そして前述の公共事業は、地域都市計画実行委員会に同意あるいは同意できない主旨を、返事として送らなければならない。

公共事業と地方都市計画実行委員会の間に、見解の相違が生じた場合、以上のことを都市計画委員会が決定を行なえるよう提出しなければならない。

第57項 建物を所有する個人が、その建物の撤去・移動・改築のための文書通知を受け取り、また70項にもとずいて、異議申し立ての権利を行使しなかった場合、あるいは申し立てが都市計画委員会がその申し立てを却下した場合、その建物の所有者は行政官の命令あるいは申し立てによる決定に、その命令・決定の通知の日から30日以内に従わなければならない。

その建物の所有者が、建物の解体・移動・改築を実行できない場合、あるいは建物の解体・移動・改築を始めたが、明らかに命令に明示された期間中に完了できない場合は、行政官はその建物の所有者に、文書による催促状を発行しなければならない。もしその人物に適当な理由がある場合を除いて、催促状に規定される15日以上の期間、命令への承諾を無視し続けるなら、行政官はその敷地の中に入り、建物の解体・移動・改築をその建物の所有者の費用で実行しなければならない。そして、その費用を建物の所有者のための、57項にもとずく、補償の支払いから差し引くことができる。行政官は、その建物の解体・移動を、経済的な方法で行なわなければならない、建物の所有者に課せられる費用は、59項にもとずく補償額を越してはならない。

その費用が決定された後、その公的費用を、文書で建物の所有者に通知しなければならない。それに同意できない場合、その建物の所有者は、70項にもとずいて、告訴する権利を

持つ。

第58項 建物の所有者あるいは占有者である個人が、その建物の改築を行なうよう文書による通知を受け取り、そしてその建物の改築を始めることができない場合あるいは改築を始めたが、命令に明示された期間中に、完了できない場合、行政官は建物の所有者に、文書による催促状を発行しなければならない。もし、その人物に適切な理由がある場合を除いて、催促状に規定される15日以上の期間無視し続けるならば、行政官は、改築の命令が撤回され、建物の解体・移動の命令に変更されるように、都市計画実行委員会に報告しなければならない。57項にもとづく規定は、必要な変更を加えて、建物の解体・移動・改築の命令そして所有者あるいは占有者に課せられる費用の積算に適用される。

第59項 地域都市計画実行委員会が、57項あるいは58項にもとづいて、所有者に建物の解体・移動・改築を実行するよう命令した時、行政官は地域都市計画実行委員会の承認を得て、公正な補償額を決定し、次の人物に支払わなければならない。

(1) もし、その建物が移動不可能の場合、補償額はプロジェクト計画を実行する法令が発効する日にもとづいて、建物の所有者によってなされなければならない。

(2) もし、その建物が解体・移動不可能の場合、補償額はプロジェクト計画を実行する法令が発効する日にもとづいて、建物の所有者によってなされなければならない。その補償額は解体・移動・再建築の費用だけを含むものでなければならない。

(3) 土地あるいは家の賃貸同意書または契約書を所有し、民法・商法の下に実施可能な公的機関に登録された賃借人が、土地あるいは家の撤去・移動に関係し、そしてプロジェクト計画を実行する法令が、地方事務所の許可をもって発効した後、以上の証言が行なわれ、そして以上の賃貸契約が、地方事務所の解体・移動命令の日において、依然として有効な場合、補償額は、賃貸契約が依然として有効である期間中、土地あるいは建物を明け渡すことによって生じた実際の損害だけを含むものとする。

(4) 民法・商法の第1349項、あるいは第1352項の下に権利を持ち、そして通行権を失ったり、水道管・下水管・電気線その他類似物を埋設する権利を失う場合は、その土地の所有者に補償金が支払われる。

行政官は、以上の補償を受ける権利を持つ人に、文書で補償額を通知しなければならない。補償を受ける人が、前述の補償額に同意できない場合、70項にもとづいて控訴権を持つ。

第60項 行政官は、59項(1)、(2)あるいは(3)にもとづく人が住居を準備できなく、そしてその期間が6ヶ月を越え21年未満の場合、前述の人に適当な緊時住居を準備しなければならない。59項にもとづく補償額の決定には、緊時住居の準備も検討されなければならない。

行政官は、適正と認められる場合は6ヶ月を越えない範囲、緊時住居使用期間を延長することができる。

第61項 行政官が、60項にあげられた者のために新しい土地あるいは建物を、分割払いある

いは賃貸りで準備し、以上の者がその新しい土地あるいは建物の所有を望んだ場合、行政官は、59項にもとずいて分割払いあるいは賃貸しの支払いのために、ある補償額を破棄しなければいけない。分割払いの場合、破棄される金額は、行政官とその当事者の合意によるものでなければいけない。賃貸しの場合、行政官は1年6ヶ月間の使用料と等しい金額を差し引き、残金を前述者に支払わなければならない。これに関連して、行政官は文書で破棄される金額と、前述者に支払われる残金を通知しなければならない。同意できない者は70項にもとずいて控訴する権利をもつ。

前述の者に、彼ら自身で建物を建設するために土地が用意された場合、行政官はその土地の建物の建設に、援助を続行しなければならない。

第62項 地域都市計画実行委員会が、付帯地域として、土地徴収を指令した場合、行政官はその徴収の結果として、土地利用のある権利を失う土地所有者・占有者あるいは契約条項の下の法令の制定により、その土地利用を制限させられた土地所有者・占有者に、地域都市計画実行委員会によって規定された金額に従って、補償金を支払わなければならない。

本項の下に、補償額を規定する場合、地域都市計画実行委員会は、土地所有者の権利の停止・制限あるいは法の成立による土地利用を抑制する命令の範囲、また付帯地域の使用によって土地所有者・占有者が得る利益を含めて考慮しなければならない。加えて規定される補償は、土地の値段を越してはいけない。この項のもとに、土地の価値計算のために、適正移行価格に関する、64項の規定が必要な変更を加えて適用される。

地域都市計画実行委員会は、土地所有者・占有者に補償額を規定する文書による通知を発行しなければならない。同意できない所有者・占有者は、70項にもとずき控訴する権利を持つ。

第63項 付帯地域として徴収された土地は、地方自治体の課税対象とされてはいけない。

第64項 付帯地域の所有者が、補償金とひきかえに、その土地を国有財産とすることを望む場合、地域都市計画実行委員会が、その付帯地域が公共のために使用されると見なすならば、以上の土地を国有財産として受けとり、そして行政官は土地所有者に、プロジェクト計画を実行する法令に規定されている値段にもとずいて、補償金を支払わなければいけない。

もし、以上の規定がなされていない場合、明示される補償金額は、調査される地域を明示する政令が依然として効力を持つか持たないかにかかわらず、その政令が発効された日における適正移行価格と等しくなければならない。

もし、以上の政令あるいはプロジェクト計画が、実行する法令が、前述の政令が発効する日から5年後に立法化されなく、またプロジェクト計画を実行する法令が、補償額を明示しなかった場合、補償金額はプロジェクト計画を実行する法令が施行される日における土地の適正移行価格によって、決定されなければならない。

プロジェクト計画を実行する法令が施行される日から5年後に、以上の引き渡しが起こっ

た場合、第1段落と第2段落の規定は適用されない。以上の場合、もしプロジェクト計画実行法が補償金額を明示しないなら、場合によって同意のもとで、第1段落・第2段落の土地適正価格より低いものでなければならない。

第65項 64項の下で、補償金の計算を行なう場合、もし建設・工事が、引き渡しの前に、地方事務所によって承認された計画・仕様書にもとづいた付帯地域として実施されるのなら、行政官は自らがその費用を負担する場合を除いて、引き渡しのための補償を加えて、その所有者に以上の建設・工事にかかわる費用を補償しなければならない。本項の下に支払われる付加補償金額は、地域都市計画実行委員会によって所有者または占有者の利益・公共の利益または建物の工事状態が検討され、適当とみなされる場合、あるいは建設工事が以上の引き渡しまでに進められるならば、決定される。

第66項 地域都市計画実行委員会が補償金額を決定し、そのように補償金額が、62項にもとづいて、土地の所有者あるいは占有者に支払われた場合、その補償金額は、64項にもとづく引き渡しのための補償金額から差し引かれる。

第67項 付帯地域として土地を割り当てる場合、そしてもし地方事務所によって明記された設計図・仕様書に従って工事する必要がある場合、土地の所有者がそのように依頼し、そして、行政官が適当とみなすのであれば、土地の所有者・占有者に、その費用を負わせて工事を行なうことができる。

第一段落のもとに費用を負わせる場合、行政官による工事がたんに依頼した土地の所有者・占有者の利益のためならば、以上の工事費用すべてを負担させなければならない。しかし、公共の利益のためならば、行政官は適当とみなす費用のすべて・一部を支払うことができ、そして土地の所有者は、残りの費用を支払わなければならない。

第68項 プロジェクト計画による行政中に、プロジェクト計画の境界線から1キロメートル四方内の、いかなる者の土地を使用する必要がある場合、計画官は住居用地でない個人の土地の上または地中に、上下水道・電気ケーブル類似のものを設置する工事を行う権力を持ち、土地の使用方針を示す設計図といっしょに、関係する土地の所有者または占有者に以上の実施開始30日以内に、文書で通知しなければならない。

第1段落にもとづく行政中に、計画官は土地の所有者または占有者に支払う適正な土地の補償金額を決定し、遅滞なく土地の所有者または占有者に文書による通知を発行しなければならない。

第1段落の下の行政措置あるいは第2段落の下の補償の決定に同意できない所有者または占有者は、70項の下に控訴する権利を持つ。

第69項 プロジェクト計画が実施されている地域の地方公務員は、行政官でなければならない。しかし都市計画委員会の勧告によって、大臣はその地域に権力と任務を持つ政府組織または自治体、あるいはその地域に権力と任務を持つ行政上の公務員として認められた者を指名す

ることができる。

第9章 控 訴

第70項 控訴する権利をもつ者は、命令または文書による通知を受け取った日から30日以内に、次の事項に控訴を行なうことができる。

- (1) 第27項第2段落の下に土地利用のための規約・手続・条件の規定
- (2) 第35項の下、土地の割り当て計画あるいは建物の建設に関する拒否あるいは指示
- (3) 第55項の下、建物の撤去・移動・改修を行なう命令
- (4) 第57項第2段落または、第58項の下、建物の撤去・移動・改修のための費用の負担
- (5) 第59項の下、補償金額の決定
- (6) 第61項の下、補償の破棄
- (7) 第62項の下、補償金額の決定
- (8) 第68項第1段落の下に、上下水道・電気・ケーブルその他類似のものの設置工事の実施、第68項第2段落の下、土地利用への補償金額の決定

(4)と(6)の下の場合の控訴は地域都市計画実行委員会へ、(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(8)は控訴委員会に提出されなければならない。

地域都市計画実行委員会あるいは控訴委員会が判決を行なって、場合によって控訴人がその判決に不満の時、控訴人はその判決を受け取った日から30日以内に行政裁判所に上訴する権利を持つ。憲法の下、行政裁判所がまだ設置されていない場合には、本段落の下の規定は適用されない。

第71項 控訴委員会は議長として大臣、委員として厚生省長官、都市計画・法・経済の分野から各1人の有識者から成るものでなければならない。議長は委員会の書記として働く数人を指名しなければならない。

内閣は、控訴委員会で働く有識者を指名しなければならない。以上の有識者委員は、同時に都市計画委員または都市計画委員会の副委員であってはならない。

第72項 控訴委員会は、提出された控訴を検討し判決を行なう権限と任務を持つものでなければならない。

第73項 控訴委員会は、権限の範囲内で控訴の判決を行なうことを除いて、任務を運営するため、あるいは補助するための数人の副委員を指名する権限を持ち、必要な変更を加えて第11項、第12項の規定は適用される。

第74項 内閣によって指名された控訴委員会の委員は、2年の期間、職務を負わなければいけない。以上の職務期間に従って、退任する委員は、再指名の適格者となる。

指名された委員が依然として職務を負っている間に控訴委員の指名があった場合、指名された者は、その職務の残りの期間を開設事務所として所有しなければいけない。

第75条 第10項、第11項、第12項は、必要な変更を加えて控訴委員会に適用される。

第76項 控訴を提出する規約と手続き、控訴を検討し、判決を行なう方法は、省令によって明示されたものでなければならない。

第77項 以上の控訴中は、控訴人、土地または建物の所有者・占有者、その土地に権利を持つもの、計画官、地域都市計画実行委員会、地方事務所あるいは行政官は、いかなる場合も控訴に関する法令の実行を行なってはならない。

第10章 雑 則

第78項 地方事務所、計画官、行政官あるいは地域都市計画実行委員会委員は、自らの任務を遂行する際に説明を与えるべきあるいは必要な事実を伝えるために、関係する人々を召喚する権限をもつ。

第79項 地方事務所、計画官、行政官、地域都市計画実行委員会あるいは有識者委員は、自らの任務を遂行する際に、土地または建物の所有者・占有者・管理者から、証拠書類その他関係書類を調査するために、総合的計画実行規則が発効する地域あるいはプロジェクト計画実行令が発効する地域内の土地または建物の中に日中に、必要な場合あるいは損害を与えない場合に限って入る権限を持つ。

もし以上の法令のために損害が生じた場合、地方事務所・計画局、行政局または地域都市計画実行委員会委員は、場合しだいで損害を受けた箇所に対する補償金額を決定しなければならない。

調査する必要がある場合、通知は土地あるいは建物所有者・占有者・管理者に、以上の調査実施の前27日以内に行なわなければならない。

地方事務所・計画局・行政局・地域都市計画実行委員会委員、そして地方事務所、計画局、行政局、あるいは地域都市計画実行委員会の有識者は、関係する者に自らの職名と任務を表わす証明書を提示しなければならない。

第80項 この法令を実行する目的のために、地方事務所・計画局・行政局・地域都市計画実行委員会委員そして地方事務所・計画局・行政局あるいは、地域都市計画実行委員会の有識者は、刑法の下の公務員とならなければいけない。

第81項 行政局から承認された有識者公務員は、調査・修繕・保守・復興または上下水道、電気ケーブルその他類似物の掃除のため、あるいは公共地域の状態の調査の目的のために、日中にプロジェクト計画施行令の地域内の土地または建物の中に入る権限を持つ。

第1段落の下に有識者公務員が、自らの任務を遂行する際には、関係者に以上の法令を実施するため、行政局によって承認された証明書と身分証明書を提示しなければならない。

第82項 地方事務所・計画局・行政局・地域都市計画実行委員そして地方事務所・計画局・行政局・地域都市計画実行委員会の有識者により、この法令の下の彼らの任務の遂行中には、土地または建物の所有者・占有者は、便宜を与えなければならない。

第11章 罰 則

第83項 第27項あるいは第28項に従うことができない者、または破る者は、6ヶ月を越さない禁固刑または1万バーツを越さない罰金刑、あるいは両者の刑に処せられる。

地方事務所の求めに応じて、裁判所は過失のあった者が明示された期間内に総合計画あるいはプロジェクト計画の契約条項に適合するように改善された固定資産の状態に復興することを命令することができ、また地方事務所が総合的計画またはプロジェクト計画に従って、改繕・復興のために法令を制定する権限、そして実際の金銭的損害として、固定資産の所有者・占有者からその費用を集める権限をもつことを命令できる。

第84項 刑に処せられる者は、

- (1) 第78項の下の地方事務所・計画局または地域都市計画実行委員会によって発表され、召集に応じて証拠書類その他の提出または証言しない者、あるいは証言を拒否したり、虚偽の証言を行なった者。
 - (2) 第15項、第82項の下に権限の移譲に関して、地方事務所・計画局・行政局・地域都市計画実行委員会と地方事務所・計画局・行政局または地域都市計画実行委員会の有識者に便宜を与えることをこばむ者あるいはできない者。
 - (3) 建物の撤去、移動の命令あるいは第57項の下の控訴の判決を破る者
- 以上の者は、1ヶ月を越さない禁固刑または3千バーツを越さない罰金刑あるいは両者の刑に処せられる。

3. 建 築 管 理 令

ブミボル・アブルヤテジ・レックス

在位34年、1979年5月に与えられる。

主権者ブルボル・アブルヤテジ王の名においてここに宣言される。

建物の建設の管理法を改正し、火災地域の再建築管理法を、1つの法にまとめることを目的とする。

国王は、国会の助言と同意により次のことを定める。

第1項 この法令は、“建築管理法1979年”と呼ばれる。

第2項 この法令は、政府公報に公表された日をもって発効する。政令はこの法令が適用される範囲・地域を規定するために発行される。

第3項 次の事項は無効にされる。

- (1) 建築物建設管理令1936年
- (2) 建築物建設管理令(№2)1961年
- (3) 革命委員会の宣言1962年7月31日付№192
- (4) 火災地域の再建築管理令1933年
- (5) 火災地域の再建築管理令(№2)1953年

第4項 本法令の中では、

“建物”とは人間が居住または使用できる石造あるいは木造の家、小屋、店、水上家屋、倉庫、事務所その他の構造物を意味する。また、次の事項も含まれる。

- (1) 集会する人々のための構造物、観客席
- (2) ダム、橋、用水路、通路、水路、ドック、造船台、浮き桟橋、波止場、フェンス、門を含む壁など公共一般によって使用されるすべての構造物
- (3) 掲示板、サインボード
 - (a) 公共通路に取り付けられ、1 を越す容積、構造体を含み10キログラム以上の重量のもの
 - (b) 公共通路からの水平距離が地表面からの垂直距離より少ない場所に取り付けられ、省令の規定をその容積・重量が越すもの
- (4) 乗り物の駐車・回転のための構造物面積、第8項(9)の下に規定される建物の玄関
- (5) 省令で規定されるその他の構造物、そして以上の建物のさまざまな部分を含むものでなければならない。

“公共の場所”とは、公衆に開放される場所であり、料金徴収にかかわらず、公衆一般に入ったり通過することが許される場所を意味する。

“敷地計画図”とは、公共の場所(S)と建物(S)に接する境界と、その輪 を含み、建設・改

修・移動・使用・再使用される土地・建物の境界・場所を示す地帯の地図を意味する。

“意匠設計図”とは、建物の建設・改修・移動・使用・再使用するために作られた設計図・略図を意味し、そしてそれらは以上の目的を十分に満たす建物の各部の主要な詳細、寸法、材料を表示する。

“意匠設計図に付属する詳細図”とは、意匠設計図に従って、材料の品質・種類の詳細情報、そして建物の完成、建設、改修、移動、使用、再使用の手段を意味する。

“改修する”とは、建物の構造物の外、デザイン、形、様姿、重量、面積の物理的特質を変更、付加、縮小、拡張することを意味し、省令で定められる修理・修繕ではない。

“修理する”とは、建物のさまざまな部分を状態に復興することを意味する。

“移動する”とは、省令で定められる構造物の柱、大梁、小梁その他の部分のような構造物の一部分を取り去ることを意味する。

“火災地域”とは、火災が発生し30軒以上の建物を焼き、そして以上の土地をおおった地域を意味し、半径30メートル以内の周囲を含む。

“監督員”とは、建物の建設・改修・移動・取り崩しの管理・指示を任務とする者を意味する。

“経営者”とは、建物の建設・改修・移動・取り崩しを行なう建物の所有者または占有者を意味し、給料のために前述の仕事を実施する人、そして下請負者を含む。

“調査官”とは、地域組織によって調査官として指名された者を意味する。

“技術者”とは、公共事業局の技術者、または建築士あるいは技術者として地域局によって指名された者を意味する。

“地域組織”とは大臣によってこの法令の下に地域組織として公表された地方自治体、衛生地域、チャングワット行政組織、バンコック都市、パタヤ市、その他地域行政組織を意味する。

“規則”とは、地方自治体規則、衛生地域規則、チャングワット規則、バンコック都市条例、パタヤ市条例その他のような地域組織の立法権によって発表された法律・規則を意味する。

- (1) 地方自治体にあつてはその長
- (2) 衛生地域にあつてはその議長
- (3) チャングワット行政組織にあつてはチャングワット統治者
- (4) バンコック都市にあつてはバンコック都知事
- (5) パタヤ市にあつてはパタヤ市長補佐
- (6) 地域組織にあつては、この法の下に地域組織として大臣により公表された地域組織の長

“大臣”とは、この法令施行管理を行なう大臣を意味する。

第5項 国務大臣はこの法令施行管理を行なわなければならない、また次の省令を発行する権

限をもつ。

- (1) この法令に付属する料金表を越さない手数料を定めるまたは手数料を免除することを定めること。
- (2) この法令施行に求められる許可書、免許状、代理人その他の申請書を定めること。
- (3) この法令施行のためのその他活動を定めること。

省令は政府公報に発表された日をもって発効しなければならない。

第1章 総 則

第6項 この法令は、王、王宮には適用されない。

第7項 大臣は、次の建物の一部または全部に関係するこの法令施行のため、状態を定めるまたは制限を緩和、免除を与える省令を発行する権限をもつ。

- 1 公務あるいは公共の利益のための各省局の建物
- 2 公務あるいは公共の利益のための地域組織の建物
- 3 組織活動や公共の利益のために使われる合法的に設立された政府組織の建物
- 4 宗教活動のために使用される古代王宮、修道院、寺院その他各種建物そして法律によらずで管理されている建物
- 5 タイ政府と外国政府間協約にもとずき、設立された政府機関の建物または国際機関の事務所建物
- 6 外国大使館、領事館の事務所建物
- 7 永久建物建設のための臨時使用の建物、あるいは、移転のためある限られた期間臨時使用の建物

第8項 この法令施行に必要な強度、安全、防災、公衆衛生、環境保護、都市計画、建築技術・交通施設その他 活動のために、建物管理委員会の助言によって、大臣は次の事項を定める省令を発行する権限をもつ。

- (1) 建物の特質・デザイン・形・様・面積・敷地
- (2) 使用される材料の、荷重・強度・耐久力、特性
- (3) 建物あるいは建物を支える土地の荷重強度、耐久力、特性
- (4) 上水道・電気・ガスシステムの取り付け・火災防止のためのデザイン・方法
- (5) 浴室と便所のデザインと数
- (6) 電気照明システム、換気、下水道、ごみ捨て
- (7) 建物外壁の開口の特徴、高さ、面積
- (8) ある建物と他の建物、他の者の土地との境界、またはある建物と道路、トロックソイ、歩道あるいは公共地域との間隔と高さ
- (9) 数種の建物の玄関、乗り物の駐車場回転面積、そして以上の面積と構造の特徴と面積を含む。

(10) 数種の建物の建設，改修，取り崩し，移築，使用，再使用を禁止する面積

(11) 建物の建設・改修・取り崩し，移築，使用または再使用のための基準，手続き，条件

(12) この法令の下に許可，承認，免許更新，代理人申請のための基準，手続き，条件

第9項 第10項の下の規定を条件として，地域機関は第8項の下に発行される省令に対立しない限り，第8項の下に定められる規則を発行する権限をもつ。

第10項 必要な場合または明確な特別な理由によって適正である場合，地域機関は建物管理委員会からの同意と大臣の承認を得ることにより，第8項の下に発行された省令に定められた規則に対立するまたは矛盾する事例にもとづく規則を発行することができる。

第11項 第9項または第10項の下に発行される規則は，政府公報に発行されたことにより発効する。

第12項 都市計画法に対立するまたは矛盾する第8項の下に発行された省令あるいは，第9項・第10項の下に発行された規則は，都市計画法によって無効とされる。

第13項 第8項の下に政令あるいは規則が発行されなかった期間のすべての敷地・種類の建物の建設・改修・取り崩し，移築・使用・再使用が適当とみなされる場合，公共事業省長官あるいは地域管轄公務人の助言によって，大臣は場合によって以上の地域内建物の建設，改修，取り崩し，移築，使用，再使用の臨時的禁止を政府公報に発表する権限をもち，そして以上の発表の日から1年以内に省令または規則を発行しなければならない。

もし省令または規則が第1段落の期間中に発行されないならば，前述の発表は無効とされる。

第2章 建築管理委員会

第14項 建築管理委員会は，議長として公共事業省長官，委員，書記として工業省，厚生省，地方行政局，環境庁，バンコック都市庁，技術専門職管理局と建築士職管理局からそれぞれ1人の代表者，委員会委員，また建築管理委員会事務局長として，大臣によって任命された4人を越えない有識者から成る。

第15項 大臣によって任命された委員は，3年の期間，職務を負わなければならない。すでに任命された委員の職務期間中に増加または改選委員の任名の場合，新しく任命された委員はすでに任命された委員の職務期間の残り職務を負わなければならない。

職務期間を終了する委員は2回以内の期間，再任されることができる。

第16項 第15項に従って，職務期間終了により職務を明け渡す場合を除いて，委員は次の事項の場合，退任しなければならない。

- (1) 死亡
- (2) 辞任
- (3) 大臣によって解任された場合
- (4) 破産者になった場合

- (5) 無資格者またはある程度無資格者となった場合
- (6) 最終判決で禁固刑に処せられた者，犯罪が不注意によるもの，またはささいなものを除く，刑法により監禁された者

第17項 建築管理委員会の会合は，委員会委員総数の半分以上の出席を必要とする。委員会議長が出席しなかったり自らの任務を遂行できない場合，出席した委員は会合の議長として彼らの中から1人を選ばなければならない。

会合の決定は主権者によって判断されなければならない。

委員会委員は，各一票の選挙権をもち，両者が同数の場合，その問題を解決するために議長に判断の一票が与えられる。

第18項 建築管理委員会は，次の権限と任務をもつ。

- (1) 第8項の下の省令発行に助言を与えること。
- (2) 第9項または第10項の下の規則発行に同意を与えること。
- (3) この法令施行において，地域管轄公務員に助言と示唆を与えること。
- (4) この法令に定められた任務を実行すること。

第19項 建築管理委員会は，委託された職務の遂行，検討のために，副委員会をもつことができる。

第17項の規定は，必要な変更を加えて副委員会の会合に適用される。

第20項 建築管理委員会事務所は，公共事業省の中に設置されなければならない，建築管理委員会のために技術と行政に職務を管理・控訴考慮のため委員会に助言を与える。そして地域機関に，この法令施行のため協力することを任務とする。

第3章 建築物の建設，改修，取り崩し，移築，使用，再使用

第21項 地域管轄官からの認可を得ることなしに，何人も建物を建設してはならない。

第22項 地域管轄官からの認可を得ることなしに，何人も建物を改修してはならない。

第23項 地域管轄官からの認可を得ることなしに，何人も次の建物を取り崩してはならない。

- (1) 高さ15メートル以上の建物で，その建物と他の建物または公共地域との距離が建物の高さ以下のもの。
- (2) 他の建物または公共地域から2メートル以下の距離にある建物

第24項 地域管轄官からの認可を得ることなしに，何人も建物を移転してはならない。

第25項 もし申請書に定められたような建築工事実施に責任をもつ技術者あるいは建築士が，法律上の被免許者ではなく，管理技術者あるいは管理建築士であった場合には，地域管轄官は，技術専門職法の下での管理技術者，建築士の下での管理建築士によって分類された建物の建設，改修，取り崩し，移築の申請検討を拒否しなければならない。

第26項 第21項，第22項，第23項，第24項にもとずいて，申請書を地域管轄官が受け取った時には，検討したのち認可を与えるかまたは認可できない場合は，その理由といっしょ

に文書によりその申請書を受理した日から45日以内に通知しなければならない。

場合によって、第一段落に定められた期間中に、認可または却下令の通知を発行できない場合には、その期日は、2回の延長（すなわち90日）が認められる。この場合、第1段落に定められた期日満了の前に申請者に期日の延長を通知しなければならない。

地域管轄官が認可あるいは却下令を発行する場合、遅滞なく申請書に通知しなければならない。

第27項 第26項にもとづく申請を検討する際、地域管轄官は、第8項の下に発行された省令、あるいは第9項または第10項の下に発行された規則に従って、敷地計画図、意匠計画図、意匠計画の各種詳細図、構造計算書を、申請者に変更させる権限をもつ。

地域管轄官の指示に従って敷地計画図、意匠計画の各種詳細図、構造計算書の変更を終了したならば、地域管轄官は調査、検討し、30日以内に認可を発行しなければならない。しかし、もし地域管轄官の指示から逸脱して、変更した場合、その申請書は新らしく受理されたものとして扱われ、第26項にもとづく手続きがとられる。

第28項 第21項、第22項、第23項、第24項にもとづいた申請書といっしょに提出される意匠計画図、意匠計画の各種詳細図、構造計算書を検討する者が技術専門職法の下での管理技術者の法的被免許者あるならば、地域管轄官は省令の定める基準、手続き、条件に従って、技術に関する詳細を除く事項を調査・検討しなければならない。

第29項 建物の建設・改修・取り崩し・移築許可申請の際、その申請者は工事監督官への同意書といっしょに名前を定めなければならない。

工事監督官は、技術専門職法あるいは建築専門職法で禁止されている者を除く、建物の所有者その他の者でなければならない。

第30項 被免許者が許可証に定められた工事監督官の名を変更する場合、免許人と以上の監督官の義務と権利に影響を与えない限りにおいて、文書で地域管轄官に連絡しなければならない。

第1段落にもとづく変更・辞任の際には、免許人は臨時に工事進行を新しい監督官が交替するまで、監督しなければならない。そして、地域管轄官に、新しい監督官の同意書とともに、文書による通知を提出しなければならない。

第31項 いかなる者も、地域管轄官による免許に定められた敷地計画図、意匠計画図、意匠計画に付随した各詳細図そして工事方法と条件から逸脱して、建物を建設、改修、取り崩し、移転してはいけない。ただし次の事項は除く。

(1) 第8項の下に発行される省令、あるいは第9項、第10項の下に発せられる規則に矛盾する場合。

(2) 省令に定める場合

建物の建設・改修・取り崩し、移転が第1段落の規定に対立する場合、他の者によって証

明される場合を除き、工事監督官の行為とみなされる。

第32項 管理用途分類の下に分類された建物が次の業務に使用される建物である場合

- (1) 倉庫・劇場・ホテル・医療業務を行なう場所
- (2) 商業・工業・教育・公衆衛生・省令に定められるその他の活動

被免許者が、管理用途分類の下に分類された建物の建設、改修、移転を完了したなら、その建物の所有者は、地域管轄官が、認可に従って建設、改修、移転が完全に行なわれたことを認める許可証発行した場合を除いて、第1段落にもとづく活動のためその建物を使用、または他の者に使用させてはならない。

第2段落にもとづく建物の所有者あるいは占有者は、建設、改修、移築の許可状に定めるものを除いて、第1段落にもとづくいかなる活動のためにもその建物を使用または他の者に使用させてはならない。

第33項 管理用途分類の下に分類されない建物の所有者、また占有者は、地域管轄官から認可を得ることなしに第32項の下に定められたいかなる活動のためにも、前述の建物を使用または、他の者に使用させてはならない。そして必要な変更を加えて第20項と第27項の規定が適用される。

第1段落の規定は、必要な変更を加えて、管理用途分類の下に分類される。ある活動から、他の活動への建物用途変更に適用される。

第34項 第8項(9)にもとずき、駐車、回転のための用地・構造物・玄関を設置することを求められた建物の所有者または占有者は、地域管轄官から認可を得ることなしに、駐車、回転、玄関の用途の全部またはその一部を変更してはいけない。

第35項 第21項、第22項、第23項、第24項の下に発行される許可証は、規定されたその場で発効する。許可証の更新を望む者は、その許可証が失効する前に申請書を提出しなければならない。そして前述の申請書を提出した後、地域管轄官が許可証の更新を却下するまで、業務を続けることができる。

第36項 第21項、第22項、第23項、第24項、第33項の下に発行される許可証は、地域管轄官から、文書による許可を得ることなしに、譲渡できない。

第37項 第21項、第22項、第23項、第24項、第33項の下に許可証を得た者が死亡した場合、その建物の建設、改修、移築の続行を望む継承者または、執行者は、被免許が死亡した日から30日以内に、文書で地域管轄官に連絡しなければならない。この場合、他の者に代って許可証を得る者は、前述の継承者または執行者とみなされる。

第38項 建物の建設、改修、移築の間、被免許者は、1そろえの許可証、敷地計画図、意匠計画図、意匠計画に付随する各詳細図を、技術者または調査官による検査のために、免許用地の中に、保管しておかなければならない。

管理用途分類の下に分類された建物の所有者は、建物の見やすい所に第33項にもとづく

許可証と第32項にもとづく証明書を掲示しなければならない。

第39項 許可証または証明書を紛失したり、破損した場合、許可証・証明書の所持者は、紛失・破損を知った日から15日以内に代りの許可証または証明書を、地域管轄官に申請しなければならない。

代用許可証または証明書の申請と発行は、省令に定められる基準・手続きと条件に従って行なわなければならない。

代用許可証・証明書は、許可証・証明書として法に従って発行する。

第15章 地域管轄官の機関と任務

第40項 第21項、第22項、第24項の違反があった場合、または第31項に違反する建物の建設・改修または移築が行なわれた場合、地域管轄官は、建物の所有者または占有者に命令する権限をもち、場合によっては工事監督官に、工事中止を指令しなければならない。そして、もしその建物が健康・生命・身体・財産に害を与える可能性がある場合、その建物の全部あるいは一部を、所有者または他の者が使用することを建物の所有者に禁止することができる。

第1段落にもとづく命令が発効した後、地域管轄官は、前述の中止の命令受け取りの日から30日以内の早い時期に、第42項第1段落、第43項第1段落にもとづく命令の発行を検討しなければならない。

第41項 第23項の違反があった場合、第31項に違反する建物の取り崩しの場合、必要な変更を加えて、第40項第1段落、第43項が適用され、地域管轄官は即座に第43項にもとづく命令を、建築の取り崩し中止命令の日から30日以内に発行しなければならない。

第1段落にもとずいて、地域管轄官の命令を承諾しない場合には、そして、もし地域管轄官が中止移築建築物が人々の健康・生命身体・財産に損害を与える可能性があると認められるならば、地域管轄官は、必要な変更を加えて第42項第3段落、第4段落、第5段落の規定を適用させ、移築を続行させる権限を持つ。

第42項 第40項にもとづく手続きが発効し、第8項の下に発行される省令、第9項、第10項の下に発行される規則に従ってその行為が、なんの義務ももたらさなかった場合、地域管轄官は、30日以内を期限として、建物の全部または一部の取り崩しを命令でき、またその期限は地域管轄官の承認によって、適当な理由がある場合延長される。

第1段落にもとずいて、地域管轄官が建物の取り崩しを命令される者は、第8項(11)の下に発行される省令に従って第9項、第10項の下に発行される規則に従って、建物を取り崩さなければならない。

第1段落にもとづく地域管轄官の命令に承諾しない場合、地域管轄官は以上の事項を裁判所に提出し、建物の取り崩しの命令を要求しなければならない。法律的手続きを経て、その事実が明らかに第40項に違反するものである場合、裁判所はその建物の取り崩しを命令し

なければならない。またその建物の取り崩しの命令のために、裁判所は適当とみなせる取り崩しに責任をもつ者として建物の所有者、工事監督者、地域管轄官を定めることができる。裁判所がその建物の取り崩しに責任をもつ者として地域管轄官が適当と認めた場合、地域管轄官は建物の取り崩しを、取り崩し7日以前にその予定を決めた地域に公表後に、進めることができる。

取り崩しが地域管轄官によって行なわれる場合、適正に行なわれなければならない。地域管轄官は、いかなる者も指示することはできず、その工事に関わる費用すべては、建物の所有者が負う。

地域管轄官は、買却のために取り崩した建物の一部から取られた構造物その他の物品を差し押さえる権限を持ち、そして省令で定める基準、手続、条件に従って財産の代りにその売上げを差し押さえる権限をもつ。そしてもし有権者が、取り崩しの通知の日から1年以内にその財産または売上げ金を請求しないならば、その財産または売上げ金は、国有財産となる。

第43項 第40項にもとづく行為が、第8項の下の省令あるいは第9項、第10項の下に発行される規則に対立しない場合、または対立するが訂正することができない場合、地域管轄官は、建物の所有者に許可証の申請を行うよう命令しなければならず、または建物の所有者・管理者に、定められた期日中に建物をもとの状態に戻すよう命令しなければならない。その期日は、少なくとも30日以内で、正当な理由がある場合、地域管轄官により延長される。

第1段落にもとずき、許可証の申請書を検査する場合、地域管轄官は第8項の下に発行される省令、第9項または第10項の下に発行される規則に従って、定められた期日中に正しく改めるために、敷地計画図、意匠計画図、意匠計画に付随する各詳細図、構造計算書の変更を申請者に指示する権限をもつ。

もし建物の所有者が申請書を提出しなかったり、また建物の所有者あるいは管理者が、第1段落にもとずいて建物を修正できなかったり、第2段落にもとずいて許可証の申請書を変更しなかったならば、地域管轄官は、適当とみなす建物の部分を取り崩す命令を行なうことができる。そして第42項第2段落、第3段落、第4段落、第5段落の規定は、必要な変更を加えて適用される。

第44項 第32項または第33項に抵触する場合、地域管轄官は、建物の所有者または占有者に、第32項または第33項が守られるまで分類許可されなかった建物の用途を命令する権限をもつ。

第45項 第43項に抵触する場合、地域管理官は、建物の所有者または占有者がその行為を中止するよう命令する権限をもつ。そしてその行為が駐車・回転または玄関のための空間・構造物を改修するものであれば、地域管轄官は定められた期日中に、以前の状態に復旧されるよう命令する権限をもち、第42の規定は必要な変更を加えて適用される。

第46項 この法令の下の許可証に従って、建設・改修・移築される建物またはこの法令が発効

する以前に建設・改修または移築された建物が人々の健康・生命・身体または財産に損失を与える手段に使われたり、火災から安全でなくまたは環境保護に影響を与える場合には、地域管轄官は省令に定められた改善を指令すを権限をもつ。

第1段落にもとずいて、地域管轄官の命令遵守不履行そしてその建物が、人々の健康・生命・身体・財産に重大な損害の原因となる可能性がある場合、地域管轄官は建物を取り崩すよう命令する権限をもち、第42項の規定は、必要な変更を加えて適用される。

第47項 この法令の下の地域管轄官の命令または通知は、文書で免許申請者、被免許者、建物の所有者・占有者・工事の監督者・管理者の住所または前述の人によって書かれた記録の連絡先に書留郵便で行なわれる。

第1段落にもとずき、地域管理官は文書による命令または承認書の記録を送付できない場合、場合として命令または通知は、建物の見やすいところまたは建設・改修・取り崩し・使用・再使用される建物の敷地で、一般に公開されなければならない。そして免許の申請者、免許人、建物の所有者、工事監督者、管理者が命令・通知を送付した日から7日間にその命令・通知を受け取ったとみなされる。

第48項 この法令の下に任務を遂行する際、地域管轄官は、この法令に対立するあるいは抵触する疑いのある建物または、その敷地に日中または工事時間内に入ることができる。また、その事実のために尋問する職権をもち、あるいは書類その他の証明書の提出を指令する職権をもつ。

第49項 地域管轄官は、調査官または技術者として省令で定める資格を有する政府公務員または地方政府公務員を指名できる。

第5章 控 訴

第50項 控訴検討のための委員会は、次の通りとする。

- (1) バンコック都市、国務省政務次官を含むチャングワット行政組織から議長、公共事業省技術官は、委員として、その他は6名を越えない範囲で大臣から任命される。建築管理委員会事務局長は、委員と書記にさせる。大臣によって任命された委員会委員は、バンコック都評議会またはチャングワット行政組織評議会の公務員または委員であってはならない。
- (2) 議長として地方自治体、衛生地域、パタヤ市、地方チャングワット統治者を含む、その他地方公共事業機関から、委員として控訴局長、地方警察長官、チャングワット医師長、その他5名を越えない範囲で、委員として国務省政務次官より任命され、また委員会は、控訴検討のために書記として働く委員を選出できる。

国務省政府次官によって任命された委員会委員は、地方公共事業機関公務員または地方公共事業機関評議員であってはならない。

第15項、第16項、第17項の規定は、必要な変更を加えて控訴検討のための委員会にも適用される。

第51項 控訴検討のための委員会は次の職権と任務をもつ。

- (1) 地域管轄官の命令に対する控訴を検討・判断すること。
- (2) 控訴の判断を行なうため、証言を行なう関係者に、文書で出廷命令を行ない、そしてその者に書類その他証書を提出するように命令できる。
- (3)の下に任務を遂行する際、控訴検討のための委員会または、控訴検討のための委員会から委託された者は、日中に限り控訴に関わる建物またはその敷地内に入ることができる。

第52項 第26項第1段落、第27項第1段落、第41項第1段落、第42項、第43項、第44項、第45項、第46項にもとずいて、地域管轄官の命令を与えられる者、免許申請者、被免許者、または地域管轄官の命令に同意できない者は、バンコック都市、チャングワット行政地域にあつては、政務次官の事務所に、文書による申立書による命令に対する控訴を、委員会に訴える権利をもつ。地方自治体、衛生地域、パタヤ市またはその他地方公共事業地域にあつては、チャングワットまたはアムボエ事務所に、その命令を受け取った日から、30日以内に訴えなければならない。

控訴検討委員会は、その控訴状を受け取ってから30日以内に判決を行なわなければならない。その後控訴者と地域管轄官に判決を通知しなければならない。その判決が最終とされる。しかし、もし控訴者がその判決に同意できないならば、その通知を受け取った日から、30日以内に裁判所に上訴できる。

地域管轄官は、控訴検討委員会の判決、または裁判所の決定・判決に従って行動しなければならない。

地域管轄官または控訴者は控訴期間中、その建物が人や財産に危険であり、早急に処理する必要がある場合を除いて、いかなる場合にも建物に手を触れてはならない。

第47項の規定は、必要な変更を加えて、控訴判決の通知に適用されなければならない。

第6章 技術官の職務活動と検査官

第53項 技術官と検査官は、この法が守られているかどうか確かめるため、建物の建設・改修・移築・取り崩しの敷地に入る職権をもち、事実確認の尋問、書類その他の証書の提出を命令する権限をもつ。

第54項 この法に抵触し、または遵守されない手段で、建物が建設・改修・取り崩し・移築されたとみなす十分な事実があり、また建物が第32項、第33項、第34項に抵触し、または遵守されない手段で使用・再使用されたとみなす十分な事実がある場合、あるいは第46項にもとづく特徴を建物をもつ場合、技術官は検査のために建物またはその敷地に入る権限をもち、事実確認の尋問、書類その他の証書の提出を命令する職権をもつ。

第55項 第53項または第54項にもとづく任務遂行は、日中またはその場所工事時間中でなければならない。技術官または検査官は、関係者の求めに応じて、身分証明書を提示しなければならない。

その身分証明書は、省令で定めた書式によるものでなければならない。

第7章 火災地域

第56項 火災地域の特徴をもつ地域に火災が発生する場合、地域管轄官は地方公共機関の事務所、そして火災地域の境界線を示す概略図、火災地域の掲示を発表しなければならない。この法令の下の禁止の明示によって火災の場所に公表しなければならない。

第57項 火災が発生した日から45日以内に、その火災地域に、いかなる者も建物の建設・改修・修理・取り崩し、移築を行ってはならない。そして、火災の日以前に、前述の地域に建物を建設・改修・取り崩し・移築する免許人は、前述の期間、その活動を停止しなければならない。

第40項、第 項、第42項の規定は必要な変更を加えて第1段落の違反に適用される。第1段落の規定は、次の事項には適用されない。

- (1) 公共機関により、実施・管理される差し押えのための仮設建物の建設
- (2) 臨時居住・使用に必要な建物の改修・修理

第58項 地域管轄官は、防災・公衆の健康・環境保護・都市・国土計画・建築工学や交通機能を検討したうえで、その火災地域が改善されたかどうか判断しなければならない。そしてその後、火災地域の境界線を示す略図により、勧告を提出しなければならない。火災地域が他の地域管轄官の地域を含む場合、火災の日から15日以内に、共同して検討し、勧告を提出しなければならない。

地域管轄官の意見書を検討した後、建築管理委員会は、覚え書きとともにその意見書を大臣へ、地域管轄官が火災地域が改善されたかどうかをその地域の人々に発表する指示・検討のために提出しなければならない。

前述の発表は、地方公共機関事務所、火災発生地、火災発生の日から45日以内に公表される。

第59項 火災地域の改善がなされるべきでないことが公表された場合、第57項第1段落にもとづく禁止規定は、無効とされる。

火災地域が改善されるべきことが公表された場合、第57項第1段落にもとづく禁止規定は、改善告知の日から60日たつまで、その効力をもち続ける。そして建築管理委員会は、前述の期間内に、火災地域の改善予定表として、政府公報に公表するために、大臣にその火災地域の改善予定表を作成し、提出しなければならない。

第60項 火災地域の改善予定表が公表された後、いかなる者もその予定表に定められた規定から逸脱して、建物の建設・改修・取り崩し、移築を行ってはいけない。そして改善予定表が公表され、効力をもつ前に発行された建物の建設・改修・取り崩し・移築のすべての許可状が前述の予定表に抵触する場合、無効とされる。

第40項、第41項、第42項の規定は、必要な変更を加えて、第1段落の規定の違反に

適用されなければならない。

第61項 火災地域の改善予定計画に定められた便宜のため、土地その他固定資産を取得する必要がある場合、必要な変更を加えて固定資産専有の法の適用により、専有しなければならない。

第62項 火災地域の特徴をもつ地域に火災が発生し、その地域の特徴がまだ政令に属していない場合、この法令が適用されなければならない。そして火災の発生日より、その地域にこの法令を発布する政令であると見なされなければならない。しかし、後日第58項にもとづく火災地域が改善される必要がないと公表される場合、地域管轄官がその告知を発効する日より前述の政令は無効とされる。

第8章 雑 則

第63項 控訴検討の委員会任務遂行の際、控訴検討の委員に委託された者は、委員会委員、地域管轄官、この法令の下の技術官あるいは検査官、免許申請者、被免許者、建物の所有者・占有者・工事の監督者、管理者その他、その場所に立席する者に、適当な便宜と協力を行わなければならない。

第64項 控訴検討の委員会が、この法令の下の任務を遂行する際、控訴検討のために、委員会各委員、地域管轄官、技術者、検査官によって委託された者は、刑法の下の公務員とならなければならない。

第9章 罰 則

第65項 第21項、第22項、第23項、第24項、第31項、第32項、第33項、第34項、第42項第2段落、第52項第4段落を遵守しない、または違反するいかなる者も、1万パーツを越えない罰金刑に処せられなければならない。

第1段落にもとづく罰金に加えて、第31項、第32項、第42項第1段落、第57項を遵守しない、または違反する者は、違反している間、または正しく実施するまで1日につき500パーツの罰金刑に処せられなければならない。第34項に違反する者も違反している間、1日につき1000パーツの罰金刑に処せられる。

第67項 第30項第2段落に違反する者または、第40項第1段落、第44項にもとづく地域管轄官の命令に違反するものは、違反している間、1日につき500パーツの罰金刑に処せられる。

第68項 次の者は、

- (1) 適当な理由なしに、第51項(2)にもとづく控訴検討の委員会の文書による召集に従って証言に来なかつたり、証書の提出を拒否する者、または、
- (2) 控訴検討の委員会、委員会によって控訴検討のために委託された者、地域管轄官、第41項・第51項・第53項・第54項にもとづく技術官・検査官または第51項・第53項・第54項・第63項に従わない者。

1ヶ月を越えない禁固刑または千パーツを越えない罰金刑に処せられる。

第70項 この法令の下の違反が、農業・工業・教育または公衆健康のための建物に関係して犯されるのなら、または建物の賃貸し・分割払い・販売の取引きの違反であるならば、犯罪人は、2ケ年を越さない禁固刑またはその反則に定められている10倍の罰金刑あるいは両者の刑に処せられる。

第71項 第21項・第22項・第23項・第24項・第34項・第42項第2段落、第52項第4段落、第57項または第60項に違反または遵守しない場合、それは他の者の行為であると証明することができない限り、建物の所有者・占有者・工事監督官・管理者または第52項第4段落にもとづく申請者の行為であるとみなされなければならない。

第72項 法人がこの法の下での違反を犯した場合、それはその行為が法人の長の同意と彼への連絡なしに行なわれたものであると証明することができない限り、法人の長は法人とともに違反者とみなされなければならない。

第73項 この法令の下の違反の場合、違反が発生する建物に隣接した土地・建物の所有者または占有者、あるいは前述の違反によって影響を受ける建物、または土地に住み、利用する者は、刑事法に従って被害者とみなされなければならない。

第74項 事件比較委員会

- (1) バンコック都市において、バンコック都知事、公訴局の代表、警察局の代表から成る。
- (2) その他のチャングワットにおいて、チャングワット統治者、公訴局長に委託されたチャングワット公訴公務員、チャングワット地域警察長から成る。

第68項の下の違反または、この法令の下に、その罰則が罰金刑だけの違反は、事件比較委員会によって検討され、もう一度罰金刑の判断が行なわれた場合、刑事法に従ってその事件は却下される。

調査官は、第1項にもとづく違反を犯した者が罰金を支払ったならば、その事件を事件比較委員会に罰金刑同意の日から7日以内に引き渡さなければならない。

暫定規則

第75項 この法令が発効する以前、そして公共事業省長官の地域管轄官によって検討中に提出された許可状のすべての申請書、そして建物工事管理法、火災地域の再建築法の下に認められたすべての許可証または免許活動にもとづく被免許者による行動は、必要な変更を加えてこの法令の下の許可申請書と許可承認であるとみなされる。

前述の許可申請書または許可承認の検討が、この法令の下の許可申請書または許可承認の検討と異なる場合、許可申請書または許可承認の検討は、この法令に従うものでなければならず、地域管轄官は、30日以内に改正するために、第27項にもとづいて各申請者に命令を発行しなければならない。もしその免許書の申請者が、前述の期間中に地域管轄官の命令に従わない場合、その者の申請書は検討されない。

第76項 この法令が発効する前に、建設・改修を修了した許可建築物は、たとえ管理用途分類の下に分類された建物の特徴をもつ場合でも、第32項第2段落に従うことを除外される。

第77項 この法令が発効する前に、公有地に建設された多くの建物の敷地が、居住・防災・公衆健康・環境保護、都市・国土計画や交通機能に不適當または不安全的の状態に変わったり、またはその原因となる可能性がある場合、その地帯に、建物改善地域に定める政令が公表される日をもって、地域管轄官は、次の1ないし複数の命令を発行しなければならない。

(1) 前述の命令を受け取った日から、6ヶ月を越さない期間中に、建物の所有者または占有者が取り崩すような命令を発行する。

(2) 建物改善地域を定める政令が発効する日から30日以内に、建物の所有者または占有者が命令を受け取った日から60日を越さない期間中に、この法律に従って正しく建物を変更するように命令を発行すること。

(3) 建物の所有者または占有者が、命令受け取りの日から60日を越さない期間中に、居住・防災・公衆健康、環境保護、都市・国土計画や交通機関、不適當または不安定な状態をもたらす、またはもたらす可能性がある場合、その原因を取り除くように、命令を発行する。

(4) 建物の所有者または占有者が、内務省により定められた基準・手続き、状態・賃貸料金に従って地域管轄官に、その土地を貸すことに署名するように命令を発行する。

第1段落にもとずいて、地域管轄官の命令に従う建物の所有者または占有者は、罰則から除外される。しかし以上の者が従わないならば、5万バーツを越えない罰金刑に処せられる、または地域管轄官によって定められた期日中に取り崩すように命令される。もしその者が前述の期日中に建物の取り崩し命令を拒否している間、1日につき千バーツの罰金刑に処せられる。後者の場合、第42項第4段落、第5段落の規定が、必要な変更を加えられて適用される。

第1段落にもとづく政令は、政令に附属する地域の境界線を示す地図を有し、地域管轄官は、地域保護のために借地契約を実施する権限をもつ。しかしその土地は依然として公有地である。

第1段落(4)にもとづく借地契約は、10年を越さない期間、合意にもとづく借地期間でなければならない。借地契約を更新してはならない。借地契約満了の日をもって、政令に定める地域からの建物の取り崩し、移築を拒否する建物の所有者または占有者は、3年を越さない禁固刑または3万バーツを越さない罰金刑、あるいは両者の刑に処せられる。罰金刑に加えて、その者が地域管轄官の建物取り崩しを拒否している間、1日につき千バーツの罰金刑が加えられる。後者の場合、第42項第4段落・第5段落の規定は、必要な変更を加えられて適用される。

第78項 この法令が発効する前に、建築建設管理法の下の控訴は、この法令の下の控訴検討委員会に提出された地域管轄官の命令に対する控訴とする。

第79項 建築建設管理令 1936年，または火災地域の再建設管理令 1933年の下に発表されたすべての省令，規則，チャングワット規則，規約，告知，命令は，この法令の規定に抵触しないかぎり効力をもち続ける。

第80項 この法令が発効する前の建築建設管理令 1936年または火災地域の再建設管理令 1933年を施行する政令の地帯は，この法令を施行する政令とみなされる。

料 金 表

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 建設免許証 | 各 200 パーツ |
| (2) 改修免許証 | 各 100 パーツ |
| (3) 取り崩し免許証 | 各 50 パーツ |
| (4) 移築免許証 | 各 50 パーツ |
| (5) 再使用免許証 | 各 200 パーツ |
| (6) 資格証明書 | 各 50 パーツ |
| (7) 仮免許証・仮証明書 | 各 10 パーツ |
| (8) (1)(4)の免許証更新 | 各 10 パーツ |
- (9) 建設計画または改修計画の検査は、次に示される。
- (a) 3階未満の建物，高さ15メートル未満の場合，合計床面積1㎡につき2パーツ
 - (b) 3階以上の建物，高さ15メートル以上の場合，合計床面積1㎡につき4パーツ
 - (c) ある建物の床が1㎡当り500キログラムを越える重量を受けると分類される建物の場合，合計床面積1㎡につき4パーツ
 - (d) サインボードの場合，その最長のたて巾と横巾による面積1㎡につき4パーツ
 - (e) ダム・水路・フェンス・壁のような長さをもつ構造物の場合，長さ1メートルにつき1パーツ

料金を計算する際，少数点以下は四捨五入され，整数とされる。

4. タイ政府官報

省令（1981年）

建築管理令（1979年）の下に発布される。

建築管理令1979年の第5項、第49項の規定の意図するところにより、内務省はここに次の省令を発布する。

第1項 検査官として管轄官により任命される政府公務員または地方行政員は、少なくとも次の知識または資格のどちらかをもつてなければならない。

- (1) 建設課程、測量課程、公共事業工学課程、公共事業製図課程の技術上級中等教育程度の修業証書を取得している者。
- (2) 公共事業工学公務Iまたは同等の位置の資格として、公務員委員により定められた修業証書を取得している者。

第2項 技術者として任命される政府公務員または地方行政員は、少なくとも次の知識または資格のどちらかをもつてなければならない。

- (1) 建設課程、測量課程、公共事業工学課程公共事業製図課程の高等修業証書を取得している者。
- (2) 公共事業技術者の位置にふさわしい資格として、公務員委員により定められたような修業証書を取得している者。
- (3) 公務員委員により承認される公務にもとづく、3級技術者証書を取得している者、または管理技術専門職、第1分野、公共事業工学を実行するために許可された任務をもっている者。または、
- (4) この省令のその1にもとづく知識または資格をもつ者。そして第3階級以上の政府公務員または地方行政員である者。

1981年7月6日に発布される。

省令 № 2 (1981年)

建築管理令にもとずき発布される。 1979年

建築管理令1979年の第5項, 第55項の意図するところにより, 国務大臣はここに次の省令を発布する。

技術者身分証明書と検査官身分証明書は, 付随書式にもとづくものでなければならない。

1981年7月6日に発布される。

技術者身分証明書々式

建築管理令1979年の規定にもとずき発布される省令№2(1981年)に付随する。

	表 面	裏 面	
	(ガルーダ)	写真, 上半身, 政府	番号
	技術者身分証明書	公務員または地方行	氏名
	建築管理令1979年に	政員ユニホーム姿,	地位
6.0 cm	もとづく。	正面, 帽子なし	局
	地 域	サイズ 3 × 4 cm	
	発 行 日	証明書保持者のサイン	地域管轄官
	有効期日		
	9.5 cm	地域行政事務所のシール	

検査官身分証明書々式

建築管理令1979年の規定のもとに発布される省令№2(1981年)に付随する。

	表 面	裏 面	
	(ガルーダ)	写真, 上半身, 政府	番号
	検査官身分証明書	公務員または地方行	氏名
	建築管理令1979年に	政員ユニホーム姿,	地位
6.0 cm	もとづく。	正面, 帽子なし	局
	地 域	サイズ 3 × 4 cm	
	発 行 日	証明書保持者のサイン	地域管轄官
	有効期日		
	9.5 cm	地方行政事務所のシール	

5. バンコック都市条令

出典：建築建設管理 B, E.2525

建築建設管理令 B, E.2479 の第 15 項の意図するところにより国務大臣の承認を得て、バンコック都市行政令 B, E.2518 の第 67 の意図するところによりバンコック都市議会の同意を得て、バンコック都市は次のバンコック都市条令を發布する。

第 1 項 バンコック都市のこれらの条令は、バンコック都市条令、Re：建築建設管理 B, E.2522 と呼ばれる。

2 バンコック都市のこれらの条令は、政府官報に公表された日の翌日からその効力を発する。

3. 次は無効とされる。

(1) バンコック自治体条例, 出典：建築建設管理 B, E.2488

(2) バンコック自治体条例, 出典：建築建設管理 (No.2) B, E.2488

(3) バンコック自治体条例, 出典：建築建設管理 (No.3) B, E.2491

(4) バンコック自治体条例, 出典：建築建設管理 (No.4) B, E.2504

(5) バンコック自治体条例, 出典：建築建設管理 (No.5) B, E.2505

(6) バンコック自治体条例, 出典：建築建設管理 (No.6) B, E.2505

(7) バンコック自治体条例, 出典：建築建設管理 (No.7) B, E.2509

(8) バンコック自治体条例, 出典：建築建設管理 (No.8) B, E.2509

(9) バンコック自治体条例, 出典：建築建設管理 (No.9) B, E.2510

(10) バンコック自治体条例, 出典：建築建設管理 (No.10) B, E.2511

(11) ドンブリ自治体条例, 出典：建築建設管理 B, E.2489

(12) ドンブリ自治体条例, 出典：建築建設管理 (No.2) B, E.2503

これらの条令に対立または接触する、あるいはこれらの条例に定められたすべての条例、規則、規約、その他命令のどの箇所もこれらの条令によってとって代わられなければならない。

第 1 章 言葉の定義

4 バンコック都市のこれらの条例の中には、

(1) 「住居」とは人間が日中や夜に生活できる石造または木造家屋、小屋または水上家屋を意味する。

(2) 「ホングテオ」とは 2 世帯以上連続して並び建設され、多くは可炎物から成る住居または商業建築を意味する。

(3) 「テウカテオ」とは 2 世帯以上連続して並び建設され、多くは不炎物から成る住居または商店建築を意味する。

- (4) 「商業建築」とは5馬力を越さない容量の機械を使用する工場，商業の目的のために使用される建物，または商業の目的のために使われる可能性のある公権の地域，あるいは公共高速道路の境界線から20メートルを越えない距離に立つ建物を意味する。
- (5) 「産業工場」とは5馬力を越す容量をもつ機械を使用する工業的生産の工場を意味する。
- (6) 「公共建築物」とは劇場，集会場，ホテル，学校，レストラン，病院のように一般公衆の集合のために開放された場所を意味する。
- (7) 「畜舎」とは象，馬または牛のような荷用動物のための小屋として使用される建物を意味する。
- (8) 「仮設建築物」とは代用のためにある限られた期間建てられる建物を意味する。
- (9) 「特別建築物」とは次の構造物を意味する。
- (a) 娯楽，観覧席または集会場の建物
 - (b) 百トン以上の容量の船の使用のためのドック，造船台，波止場と棧橋
 - (c) 高さ15メートル以上の建物またはスパン10メートル以上の橋
- (10) 「屋台店」とは可動の屋根でおおわれ，4平方メートルを越さない地面に，座席，テーブルを配置し隔壁をもたず，そして居住の目的を除いて，日中にある期間屋台販売を目的として使用される建物を意味する。
- (11) 「設計者」とは建築のための計画の構造計算と図面，そして建設工事の仕様書を定める責任をもつ人を意味する。
- (12) 「監督者」とは許可状保持者のために建築物の工事監督の任務を負わされる人を意味する。
- (13) 「敷地計画」とは周囲に関係する境界を示すまた建設される建築物敷地の地図を意味する。
- (14) 「建設図面」とは建設のために作成された建物の設計図と計画図を意味する。
- (15) 「仕様書」とは建設図面にもとずいて建物の建設の指導のための説明書を意味する。
- (16) 「構造計算書」とは建設図面に表わされるような建物の各種部材の強度を指示する工学記録を意味する。
- (17) 「スケッチ設計図」とは縮尺によらず，作られた建物の建設図面を意味する。
- (18) 「平面図」とは上部から見られるような構造物の水平的様姿を示す建設図面を意味する。
- (19) 「立面図」とは側面から見られるような構造物の垂直的様姿を示す建設図面を意味する。
- (20) 「断面図」とは仮想点で平面に切られた場合表われるような構造物の垂直面を示す建設図面を意味する。
- (21) 「床」とは構造物の大梁によって仕切られる面積内，または建物の柱によって仕切られる面積内の建物の水平表面を意味する。
- (22) 「隔壁」とは独立する部屋に仕切る建物の垂直部材を意味する。

- (23) "壁"とは外部面を仕切るまたは独立する空間に仕切る建物の垂直部材を意味する。
- (24) "耐火壁"とは炎を通ず開口部をもたずそして不燃性の材料で建設された壁を意味する。
- (25) "屋根"とは太陽、雨からの建物を保護するために建設される建築の構造物の最上部を意味する。また屋根を補強する構造物を含む。
- (26) "基礎"とは構造物の自重と荷重を支えるために設計された、地中の建物の部分を意味する。
- (27) "杭"とは基礎にかかる構造物の荷重の支持を補助する目的のために、地中に打ち込まれた柱を意味する。
- (28) "階段の登り"とはひとつの始点と他の点につながる垂直距離を意味する。
- (29) "けあげ"とは2つの段の垂直距離を意味する。
- (30) "ふみずら"とは2つの段の水平距離を意味する。
- (31) "点検口"とはパイプを掃除する目的のために作られた、排水管の開口を意味する。
- (32) "阻集トラップ"とは固型物をさえぎるために排水管に配置された箱を意味する。
- (33) "衛生器具"とは建物の衛生のために使用される設備器具を意味する。
- (34) "汚水だめ"とは他の処理方法なしに、地下に下水をためるための貯蔵所を意味する。
- (35) "リフト"とは建物の他の階に、垂直的に人間、物品を運搬するために使用される機械を意味する。
- (36) "耐火材"とは建物に使用される不炎材を意味する。
- (37) "永久材"とは水、火または気候の影響によって、簡単にその性質を変化させない耐火材を意味する。
- (38) "鑄鉄"とは焼き入れ、溶接することができなく、鉄鉱石から製練された鉄を意味する。
- (39) "鍛鉄"とは焼き入れすることができなく、ほとんど不純物を含まない鉄を意味する。
- (40) "鋼"とは焼き入れすることができ、その強度を増すため炭素を加えた鉄を意味する。
- (41) "補強筋"とはコンクリートを強めるために使用される鋼棒を意味する。
- (42) "終局応力"とは荷重により材料を破壊する平面当りの強度を意味する。
- (43) "引張"とは材料の部分を離そうとする引張応力を意味する。
- (44) "圧縮"とは材料の押しつぶそうとする圧縮応力を意味する。
- (45) "せん断"とは材料を横断方向に離そうとする滑り応力を意味する。
- (46) "安全係数"とは実際の安全荷重に対する終局応力の比率を意味する。
- (47) "荷重"とは自重により建物各部に発生すると想定される力を意味する。
- (48) "勾配"とは垂直距離の水平距離に対する割合を意味する。
- (49) "公共路"とは公衆の通路として使用される土地を意味する。
- (50) "公共道路"とは乗り物の通交のために使用される公共路を意味する。
- (51) "公共道路高度"とは平均海面基準高度から、建物敷地に接する公共道路の最頂部まで

の高度を意味する。

63 “公共排水路”とは隣接する建物からの泥水の排水のための公共道路，または公共路にそった水路を意味する。

64 “道路線”とは道路と公共通路として保留された通路の境界線を意味する。

65 “公共路”とは公共路として使用されることを，所有者が同意した土地を意味する。

66 “公共水路”とは主要道路として公衆が使用する権利をもつ水路を意味する。

67 “公共路線”とは陸上または水上の公共主要道路として保留された，公共路の境界線を意味する。

68 “路線の公共権”とは公共路として使用されることを所有者が同意した，土地の境界線を意味する。

第2章 許可書の手続き

5 建物の建設を望む者は，バンコック都知事に許可書の申請を行わなければならない。

その申請書は，その建設を望む建物の所有者，または合法的代表者によってなされなければならない。

6 その申請書は，この条例の最後に示された書式“A w 1”によって，敷地計画図，建設図面と予定された建物の仕様書といっしょに提出されなければならない。

7 仮許可を申請する場合，その申請書は以上の要求書類をそろえるほかに敷地計画図，建設図面と仕様書上の仕事の順序，各種工事の終了時期を表示しなければならない。

8 建物を建設する許可は，この条例の最後に示された書式“A w 2”によってなされなければならない。

9 敷地計画図，建設図面，または仕様書を変更するバンコック都知事の命令は，この条例の最後に示された書式“A w 3”によってなされなければならない。そしてその命令は受け取り確認のため，申請者に送らなければならない。しかし，もし送ることができなかった場合は，告知がバンコック都庁，または申請者が提出されたケット事務所の告知板に公表される。

10 建築建設管理令B，E2479の第14項の下に定められるような建物においては，建設工事の担当官またはアボットは，工事開始30日前に書面で予定された建物をバンコック都知事に知らせなければならない。そして同時にバンコック都知事に，2組の敷地計画図と建設図面を提出しなければならない。

もし，バンコック都知事が建物の変更を命じるなら，工事担当官またはアボットに，公務員からの連絡受け取り後，15日以内に通知しなければならない。

第3章 敷地計画図，建設図面，仕様書

11 敷地計画図は縮尺1：500より小さくない縮尺で描かれ，建物敷地と隣地のすべての境界線を表示しなければならない。存在する建物と許可書に申請された建物の輪郭線は，

別々にはっきり磁針方位といっしょに表示されなければならない。

1 2 完全な公共路との接続詳細図，流れる方向と勾配を示す予定建築物から公共排水路への排水路線は，敷地計画図に表示されなければならない。

1 3 最下階と公共路または敷地々面間の最下階の高さと関係高さは，敷地計画図に表示されなければならない。

1 4 建設図面は縮尺1：100より大きい縮尺で作成され，基礎平面図，各階平面図，少なくとも2つの立面図または断面図，そして構造物の重要部材の詳細図を表わすものでなければならない。また，以上の図面から材量料をひろい出し，計算の確認ができるよう，十分な詳細事項と寸法がえられ，材料の性質を表示しなければならない。

産業工場建築の各階平面図と立面図を示す建築図面は，縮尺1：20より大きい縮尺で作成されなければならない。

1 5 商業建築物，公共建築物，または永久材と耐火材で建てられる建築物の建築図面は，完全な構造物の主要部材の構造計算書を伴わなければならない。

詳細管理のため，法令に従った場合を除いて，特殊建築物の建築図面は詳細構造計算書を伴わなければならない。

1 6 存在する建築物の増築あるいは改築の目的において，その建築図面は，既存建築物と予定工事の間の違いをはっきり表示しなければならない。

1 7 スケッチ図面は建設工事時，またはその他の目的に使用される仮設建築物の建築図面として受理される。以上の建築物は，許可書に決められた期間内に，申請者によって撤去されなければならない。または延長して使用する必要があるなら，許可書の延長を願うことができ，6ヶ月を越さない期間認められる。

1 8 仕様書は建築物を構成する主要建築材料の性質をはっきり詳しく表示しなければならない。

1 9 敷地計画図，建築設計図，仕様書または構造計算書に用いられたすべての縮尺，寸法，距離，重量，そして構造計算の単位は，重量と長さの法に従うメートル単位でなければならない。

2 0 敷地計画図，建築図面，仕様書と構造計算書に責任を負う事務所名または設計者の住所は，敷地計画図，建築図面仕様に資格と専門職許可の表示と伴に付け加えられなければならない。

第4章 建築物の詳細事項

2 1 主に永久材料または耐火材料によって建設されない建築物において，台所は主要構造部から分離されて建築されなければならない。台所を主要構造物に含むには，その床が石敷き，隔壁，壁，天井は永久材料と耐火材料で作られる必要がある。

2 2 主に永久材料または耐火材料，あるいは補強なしのレンガにより建設されない建築

物は、2階を越えてはならない。

23 主に永久材料または耐火材料により建設されない2階建ての建築物は、地面から1mより高い最下階の床を有さなければならない。

24 2階を越す建築物、劇場、または集合場は、主に永久材料または耐火材料で建築されなければならない。

1階を越す劇場または集会場、3階を越す建築物は、一般階段に加えて、定められた建築物の型式と平面図に従って、少なくともひとつの火災避難階段を有さなければならない。

25 最少巾3.5メートルは、奥行3.5メートル以上の木造または石造建築物壁の中心間に規定され、通路は正面と裏面からの両方に規定される。レンガ、補強なしレンガ、またはその他の耐火材料から建築される場合を除いて、永久材料または耐火材料で作られる必要のある壁を有する建築物の場合、その壁の厚さは10センチメートルより少なくてはいけない。

5世帯を越さないhongteoまたはteukteoは、少なくとも20センチメートルの厚さの耐火壁を有さなければならない。屋根材料より50センチメートル以上伸ばさなければならない。以上のhongteo、またはteukteoが同列上に建設される場合、同じ構造物であるかないか、そして同じ所有者であるかないかにかかわらず、2メートル以上の巾を有す通路が遮断壁なしに列の20世帯ごとに残されていなければならない。

3階建のteukteoは、少なくとも耐火材料で建設された2階床、あるいは3階床のどちらかを有さなければならない。3階を越すteukteoは、すべての階の床が耐火材料で建設されなければならない。

26 いかなる建物も、その土地の性質が公衆の健康に安全とみなされ、少なくとも30センチメートルの厚さの土でおおわれな限り、ごみ捨て場に建設されてはならない。

27 屋敷のフェンスまたは壁は、道路高度から3メートルを越える高さに作ることはできない。乗り物の通交のための頂部に交差梁をもつ全ての門は、道路高度から3メートル以上の空間を有さなければならない。

28 サインボードは移動できないように、永久的手段で構造体に取り付けられなければならない。そして、いかなる換気口、窓またはドアをふさぐものであってはいけない。

29 車両用橋の巾は3.5メートル以上で、その勾配は8:100以下でなければならない。もしその橋が屋根を有するならば、その頂部の交差梁は、橋の床から3メートル以上の空間を有さなければならない。

30 建築許可は建築物の増加または改築 次の場合に取得されなければならない。

- (1) 6平方メートル以上、どの階かの床面積を拡張する場合
- (2) 以前より大きな面積の屋根に変更、拡張し、そして10%以上屋根重量を増す場合
- (3) 柱または梁の数を増やす、あるいは減らす場合
- (4) 柱、梁、階段の交換、または、壁またはその他の部材の追加で、そして建築に10%以

上の重量増加がある場合

第5章 建造物の部材

3.1 建築物のいかなる居室も、たて巾、または奥行2.5メートル以上でなければならない。

3.2 寝室またはいかなる居室も、その室の床面積の10%以上のドアや窓の合計面積とする開口部を有さなければならない。ただしその開口部は、他の室を結ぶドアまたは窓を除く。

3.3 人間の使用のための住居またはいかなる建築物の通路は、1メートル以上の巾を有さなければならない。以上の最小巾より狭くする通路の部分を妨げる柱を配置してはならない。

3.4 建築物のいかなる窓またはドアの上枠は、床から1.8メートル以上のクリアランスがなければならない。部屋の中の者が必要な場合に窓またはドアを開放することができなければならない。

3.5 床と壁、または隔壁の頂部に接する天井の間の距離は次の表に定められた距離以上でなければならない。

建築物の型式	高さ〔m〕	高さ〔m〕
	空調された室	空調されない室
1. 住居、幼稚園	2.40	2.40
2. 事務所、ホテル室、特別病室	2.40	3.00
3. 教室、食堂、ホール、レストラン	2.70	3.00
4. 売店、倉庫、工場、集会場、一般病室 台所、その他	3.00	3.50
5. Hongteo, teukeo		
5.1 1階	3.50	3.50
5.2 2階以上		
5.2.1 倉庫または商業事務所	3.00	3.50
5.2.2 住居	2.40	3.00
6. 住居の台所	2.40	2.40
7. 住居家屋に付属した高床式倉庫	3.50	3.50
8. 建築物の中の便所、ロビー、通路	2.00	2.00

自動車駐車のために使用される建築物の一部分の有効高さとは、床から2.1メートル以上でなければならない梁、またはパイプまでの距離を意味する。

部屋において建築物の階層間の床が建築される時、床の最高面から天井の最低面までの高

さは、少なくとも5メートルでなくてはならない。そして建築物の階層間の床は、その部屋の床から少なくとも2.25メートルでなくてはならない。そして以上の部屋の合計面積の、多くて40%の面積を有さなければならない。加えて、階層間の床は空調が設置されない限り、棟から壁面までの水平距離より高く区切ってはならない。

36 住居の1階床は、少なくとも普通75センチメートル地面から上に作られなければならない。しかし、セメント、レンガ、石またはその他の堅い材料で作られた堅固な床の場合は、地面から少なくとも10センチメートルでなければならない。公共路に続く建築物は、公共路の高度から一定の高さに1階床を有さなければならない。

37 台所と便所、あるいは寝室を直接結ぶドア、窓、または換気口は作られてはいけな

い。
38 産業用または商業用の暖炉は、その暖炉の熱による炎から建築物の隣接部分を保護するため防火レンガ、または耐火レンガの壁を有し、耐火材料の建築物の中にだけ取り付けられなければならない。それらは、いかなる隔壁または不燃物から、少なくとも4メートルの距離に取り付けられなければならない。小屋組み、屋根ふき材料、煙突または天井部分はその場合、耐火材料でなければならない。壁、隔壁、または屋根は、煙突からの高温を受け取るものであってはならない。煙突は、周囲2.5メートル以内の隣接する建築物の屋根より、少なくとも1メートル高くなければならず、その半径は、少なくとも20センチメートルでなければならない。

39 公共産業用または商業用建築物のいかなるドアの下枠は、床面とつらいちに取り付けられるか、または省略されなければならない。

40 住居の階段室は、少なくとも90センチメートルの巾でなければならず、階段の登りは3メートルの高さを越えてはならない。そのけあげは高くとも20センチメートル、そのふみづらは少なくとも22センチメートルの巾でなければならない。

41 公共、産業用または商業用建築物の階段室は、少なくとも1.5メートルの巾でなければならず、階段の登りは4メートルの高さを越えてはならない。そのけあげは高くとも19センチメートル、そのふみづらは少なくとも24センチメートルの巾でなければならない。

42 定められた高さより高い階段室は、少なくともその階段室の巾の長さと同巾をもつ踊り場を設置しなければならない。回り階段が必要とされる場所は、最狭部の段で少なくとも10センチメートルの巾でなければならない。

4階以上の連続階段をもつ建築物において、その階段吹抜け、階段室と構造体の床、ドア、窓、枠は耐火材料で作らなければならない。

10メートル以上の高さの連続窓、換気口、または照明空間は、耐火材料で作られなければならない。

43 人間使用のためのリフトは、主に耐火材料による建築物にだけ許可され、特にリフ

トに接する構造体のすべての部分は、全部不燃材料で作られなければならない。リフトの安全係数は、少なくとも一般荷重の4倍でなければならない。

4.4 建築物の屋根ふき材料は、不燃材料でなければならない。ただし、不燃屋根を有する建物から遠く離れ、また公共地との境界線から40メートル以上離れたところにある建築物は除外される。その場合、いかなる屋根ふき材料の使用も許される。

4.5 公共路に結びつく建築物の地中基礎は、公共路を越えてはならない。

建築物の基礎は、構造物の自重と荷重に安全に耐える、十分永続的な強度をもつものでなければならない。基礎計画が十分強いように検討される場合、その所有者は安全のために構造計算書を備えるよう要求される。

4.6 7階以上の建築物は、火災避難のために使用されるデッキを有さなければならない。

第6章 材料強度と荷重

4.7 建築物とそのすべての部分は、この章に示された安全単位応力を越す応力を支えなければならない建築物のいかなる部分を除いて、発生するまたは発生する可能性のある荷重と建築物それ自身の荷重を支える十分堅固なまた十分強いものでなければならない。ただし、信頼できる専門機関、あるいは研究所の試験結果の証明による場合を除く。

4.8 セメント結合剤を使うレンガ造、ブロック造の構造物のいかなる部分の圧縮応力計算の際も、用いられるべきその安全単位応力は、1平方センチメートル当り8キログラムを越してはならない。

4.9 無筋コンクリート造の構造物のいかなる部分の強度計算の際も、用いられるべきその安全単位応力は、コンクリートの28日終局強度の33%を越してはならず、そして1平方センチメートル当り60キログラムを越してはならない。

5.0 弾性理論または安全単位応力にもとづく補強コンクリート造の構造物のいかなる部分の強度計算の際も、用いられるべきコンクリート安全単位応力は、コンクリートの28日終局強度の37.5パーセントを越してはならず、そして1平方センチメートル当り65キログラムを越してはならない。

5.1 弾性理論または安全単位応力にもとづく補強コンクリート造の構造物のいかなる部分の強度計算の際も、コンクリート中の補強筋の安全単位応力は、次を越してはならない。

(1) 引張強度

(a) 試験証明なしの普通丸鋼の引張強度は、1平方センチメートル当り1,200キログラムを越してはならない。

(b) 異形丸鋼の引張強度は、その降伏点強度の50パーセントと等しいとされる。しかし1平方センチメートル当り1,500キログラムを越えてはならない。

(c) 1平方センチメートル当り少なくとも4,250キログラムの降伏点強度を有する異形丸鋼の引張強度は、1平方センチメートル当り1,700キログラムを越してはならない。

(d) 冷間加工ねじり丸鋼の引張強度は、その標準強度の50パーセント同等とされる。ただし、1平方センチメートル当り2,400キログラムを越えてはならない。

(2) 補強コンクリート柱のための圧縮強度

(a) 普通丸鋼で補強されたスパイラル筋柱のための圧縮強度は、1平方センチメートル当り1,200キログラムを越えてはならない。また異形あるいは冷間加工ねじり丸鋼においては、その降伏点強度の40パーセントと同等とされる。ただし、1平方センチメートル当り2,100キログラムを越えてはならない。

(b) 帯筋柱のための圧縮強度は、スパイラル筋柱のために定められた強度の85パーセントと同等とされる。ただし、1平方センチメートル当り1,250キログラムを越えてはならない。

(c) 合成構造用鋼柱のための圧縮強度は、1平方センチメートル当り1,250キログラムを越してはならない。

(d) 鋳鉄柱のための圧縮強度は、1平方センチメートル当り700キログラムを越してはならない。

(3) 圧縮力に耐えるため使われる補強コンクリート梁と床のための圧縮強度は、鋼とコンクリートのモジュール比の2倍をかけることによって、コンクリートの横断面積にその補強筋の横断面積を移管して計算することができる。しかし計算される応力は(1)の引張応力を越えてはならない。

5.2 補強コンクリート造建築物各部の補強筋のかぶり厚さと平行な鉄筋の間隔は次のとおりとする。

(1) 平行な鉄筋の間隔は2.5センチメートル、そして鉄筋直径以上としなければならない。

(2) 補強筋が2本以上入っている梁では、その補強筋の間隔は2.5センチメートル以上としなければならない。

(3) 床または壁の補強筋の間隔は床または壁の厚さの3倍、そして30センチメートルを越えてはいけない。

(4) 柱の補強筋の間隔は少なくとも3センチメートル、そして少なくとも補強筋の直径の1.5倍としなければならない。

(5) 土に直接接する建築物の各部と基礎において、かぶり厚さは6センチメートル以上としなければならない。

(6) 太陽光線や雨にさらされ、または土に接する建築物の各部において、直径15ミリメートル以上の補強筋のかぶり厚さは、少なくとも4センチメートルとしなければならない。直径15ミリメートル未満の補強筋のかぶり厚さは、少なくとも3センチメートルとしなければならない。

(7) 太陽光線や雨にさらされない、または土に接しない建築物の各部において、壁のかぶり

厚さは、鉄筋の表面から少なくとも1.5センチメートルとしなければならない。梁においては、少なくとも3センチメートルとしなければならない。

- (8) 梁において、かぶりのコンクリートと型に入れられたコアとは同質でなければならない。そしてそのかぶり厚さは、少なくとも3センチメートルでなければならない。

5.3 終局荷重理論にもとづく、補強コンクリート造の建築物の各部の強度を計算する際、その荷重の組み合わせは、次の終局荷重を支えることができなければならない。

- (1) 風圧を受けない建築物の各部において、その構造体は次の終局荷重を支えることができなければならない。

$$v = 1.7 D + 2 L$$

- (2) 風圧を受ける建築物の各部において、その構造体は次の終局荷重を支えることができなければならない。

$$v = 0.75 (1.7 D + 2 L + 2 W) \text{ または}$$

$$v = 0.9 D + 1.3 W$$

この場合最大終局荷重が用いられるが、その値は(1)未満でなければならない。

v = 耐えることができる終局荷重

D = 建築物の固定荷重

L = 定められた荷重 + 衝撃荷重

W = 風圧

5.4 終局荷重理論にもとづく、補強コンクリート造の建築物の各部の強度計算の際、コンクリートの終局圧縮応力は、1平方センチメートル当たり150キログラムを越してはならない。

5.5 終局荷重理論にもとづく、補強コンクリート造の建築物の各部の強度計算の際、鉄筋の終局応力は次の値を越えてはならない。

- (1) 引張試験の確認によらない、普通丸鋼の終局応力は、1平方センチメートル当たり2,000キログラムを越えてはならない。

- (2) その他補強筋の終局応力は、その降伏点強度の85パーセントと等しくなければならない。ただし、1平方センチメートル当たり4,200キログラムを越えてはならない。

5.6 プレストレストコンクリート造の建築物の各部の強度計算の際、その荷重の組み合わせは、第5.3節に定められた終局荷重と、等しい荷重を支えることができなければならない。

5.7 プレストレストコンクリート造の建築物の各部の強度計算の際、コンクリートの許容圧縮応力は、次の値を越えてはならない。

- (1) 圧縮補強筋から応力の移動の後、コンクリート収縮と、疲労の前のコンクリートの短期圧縮応力は、コンクリートの圧縮応力の60パーセントを越えてはならない。

(2) コンクリートの収縮と、疲労の後の設計計算に使用される圧縮応力は、コンクリートの圧縮応力の45パーセントを越えてはならない。

58 プレストレストコンクリート造の建築物の各部の強度計算の際、圧縮補強筋の圧縮応力は次の値を越えてはならない。

- (1) 緊張中、その応力は圧縮補強筋の終局強度の80パーセントを越えてはならない。
- (2) 力がコンクリートに伝達されている間、その応力は圧縮補強筋の終局強度の70パーセントを越えてはならない。
- (3) 運動応力は、最小の圧縮補強筋の降伏点強度の80パーセント、または終局強度の60パーセントを越えてはならない。

59 プレストレストコンクリート造の建築物の各部において、圧縮補強筋の位置と補強筋のコンクリートかぶり厚さは、次としなければならない。

- (1) それぞれの圧縮補強筋、または補強筋の束の表面間の間隔は、直径の4倍以上としなければならない。
- (2) 土に接する各部において、補強筋のコンクリートかぶり厚さは、その鉄筋から少なくとも5センチメートルでなければならない。
- (3) 梁において、補強筋のコンクリートかぶり厚さは、少なくとも3.5センチメートルでなければならない。
- (4) 外気に接する床スラブにおいて、補強筋のコンクリートかぶり厚さは、少なくとも2.5センチメートルでなければならない。
- (5) 内部の床スラブにおいて、補強筋のコンクリートかぶり厚さは、少なくとも2センチメートルでなければならない。

60 鉄骨造の建築物の各部の強度計算の際、鋼材の応力は次としなければならない。

- (1) 試験証明のない一般鋼材で、1平方センチメートル当り2,500キログラム未満の降伏点強度のものは、40ミリメートルを越さない厚さに用いられる。そして、1平方センチメートル当り2,200キログラム未満のものは、40ミリメートル以上の厚さに用いられる。
- (2) 引張り、圧縮と曲げ応力は、試験証明のない一般鋼材の降伏点強度の60パーセントを越えてはならない。厚さ40ミリメートルを越す鋼材において、その応力は、1平方センチメートル当り1,500キログラムを越えてはならない。40ミリメートルより薄い鋼材において、その応力は、1平方センチメートル当り1,320キログラムを越えてはならない。
- (3) せん断応力は、試験証明のない一般鋼材の降伏点強度の40パーセントを越えてはならない。厚さ40ミリメートルを越す鋼材において、その応力は1平方センチメートル当り1,000キログラムを越えてはならない。そして、40ミリメートルより薄い鋼材において、その応力は、1平方センチメートル当り880キログラムを越えてはならない。

61 各種の木材からできる建築物の各部の強度計算の際、次の表に示された値を越えて

はならない。

材木名	圧縮 %	圧縮 繊維方向 %	圧縮 繊維に直角方向 %	せん断 繊維方向 %
Very Soft wood	60	45	12	6
Soft wood	80	60	16	8
Medium wood	100	75	22	10
Hard wood	1200	90	30	12
Very Hard wood	150	110	40	15

第62項 建築物の各種積載荷重，構造体の自重を除いて，すべての機械またはその他付属品は，下に示す値以上を平均荷重として計算されなければならない。

建築物用途種類	積載荷重 %
1. 屋根	50
2. コンクリートのひさしまたは屋根	100
3. 住居，幼稚園，便所，寝室	150
4. Hongeo, teukeo, 組室，寮，ホテル，病院の特別病室	200
5. 事務所，銀行	250
6. (a) 商業建築物，商業目的に使用される hongteo の部分， 大学，短期大学，学校	300
(b) 組室，寮，ホテル，病院，事務所と銀行のホール，階段， ホールウェイ	300
7. (a) 市場，デパート，会議場，レストラン，図書館の読書室， 駐車場またはガレージ	400
(b) 商業建築物，大学，短期大学，学校のホール， 階段とホールウェイ	400
8. (a) 倉庫，体育館，博物館，観覧席，工場，書類保管庫	500
(b) マーケット，デパート，会議場，倶楽部，レストランと 図書館のホール，階段とホールウェイ	500
9. 図書館の書籍保管庫	600
10. 空のトラックその他のための駐車場またはガレージ	800

第63項 床スラブ設計を計算する際，ある地域が機械，付属品または第62節に定める値より

り大きいその他の積載荷重を支えなければならない場合、そのより大きな荷重が、大きな荷重を支える部分のために使用される。

6 4 建築物の構造設計を計算する際、風圧は検討されなければならない。もし計算する必要があり、信頼できる文書の試験証明がない場合、風圧は次の値とする。

建築物、または建築物のある部分の高さ	最小風圧 Kg/m ²
10メートル未満	50
10メートル以上20メートル未満	80
20メートル以上40メートル未満	120
40メートル以上	160

6 5 まず、地面の土の床スラブの許容荷重を計算する際、もし土質試験の文書証明がない場合、その荷重は1平方メートルにつき2トンを超えてはならない。

6 6 柱と基礎に伝達される荷重を計算する際、建築物の重量は十分検討されなければならない。そして6 2項の値のような積載荷重が次のように各階ごと減らされる。

床の荷重支持	各階の積載荷重の減少率 %
屋根またはデッキ	0
屋根またはデッキの下の第1階	0
同上 第2階	0
第3階	10
第4階	20
第5階	30
第6階	40
第7階とそれ以下の階	50

娯楽室、会議室、図書館、博物館、観覧席、倉庫、工場、駐車場または保管庫において、その積載荷重は十分検討されなければならない。

6 7 杭支持基礎を計算する際、もし土質と杭の最大支持試験の文書証明がない場合には、摩擦力は次とする。

- (1) 標準海水面から7メートルを越さない深さには、摩擦力は杭の有効表面積1平方メートルにつき600キログラムを越えてはならない。
- (2) 標準海水面から7メートルを越す深さには、摩擦力は次の公式から算定されなければならない。

$$1 \text{ 平方メートル当りのキログラム摩擦力} = 800 + 200L$$

L：標準海水面下7メートルより深い杭の部分の長さ(メートル)

68 敷地または隣接地での土質試験または、杭の支持力試験の証明によって杭基礎荷重を算定する際、杭の支持力は次の値を越してはならない。

- (1) 杭の支持力は土質試験証明によって算定される支持力の40%を越してはならない。
- (2) 杭の支持力は杭打ち込み公式によって算定される支持力の40%を越してはならない。
- (3) 杭の支持力は最大支持力試験によって得られる支持力の50%を越してはならない。

杭の最大支持力を試験する際、許容沈下量は荷重100Kgにつき0.25mmを越してはならない。そして試験荷重を撤去し、次の24時間の沈下量は6mmを越してはならない。

第7章 建築線とその他空間

69 どのような者も、建築物またはそのいくらかの部分、公共路または公共地の上または中に建設することは許されない。

70 Teukeo, hongteo, 商業建築物、産業工場と公共建築物の輪郭線が公共境界から2メートル未満にある場合、その1階のひさしは歩道の高さから3.25メートル以上にしなければならない。正面バルコニーは3階以上にのみ取り付けることができ、そして建築的装飾品よりとび出してはならない。

いかなる水もバルコニーまたは屋根から直接に建築物と公共路境界の間の空地または公共地に排水されてはならない。ただし、十分な大きさの桶やパイプによって水を地面に流し、公共パイプやピットに流す場合を除く。

1段落にもとづく建築物の輪郭線が公共路境界から2メートル以上の距離にある場合、もしその建築物が2メートル以内とび出したバルコニー、ひさし、建築的装飾品を有するなら、最初の2つの段落が守られなければならない。

71 正面の壁から反対の道路線までの距離の2倍より高く建設することはできない。

72 6メートル以内の巾の公共路に接して建設される建築物において、その公共路に面する輪郭線は少なくともその中央線から3メートルでなければならない。

10メートル以内の公共路に接して建設される teukeo, hongteo, 商業建築物、産業工場、公共建築物において、その公共路に面する輪郭線は、公共路輪郭線から公共路の巾員の少なくとも1:10でなければならない。20メートルより広い公共路において、その距離は少なくとも2メートルでなければならない。

73 15メートル以内の巾で、その正面と裏面が異なる巾員の道路に接する単独建築物は、広いほうの道路の巾員の2倍の高さまで建設することができる。

異なる巾員の2つの道路の角地の建築物は15メートルを越さない広いほうの道路巾員の2倍まで建設されることができる。これ以上の巾を有する建築物は71.に従わなければならない。

74 個人財産に接する建築物は、その構造物が3階未満の場合、少なくとも境界線から2メートル離れたところにドア、窓、換気口をもつ壁をもたなければならない。3階以上の

構造物の場合、少なくとも3メートルとしなければならない。

個人の土地に面する正面バルコニーをもつ建築物において、そのバルコニーの端部は1段落にもとづく距離をその土地から離れなければならない。

75 個人に所有される土地に接する建築物はドア、窓、換気口がない側壁においてのみ許される。しかし、いかなる建築物も、その土地を越えて建設されてはならない。前述の土地に接して建設されるデッキをもつ建築物は、少なくとも高さ1.5メートルの堅固な壁に接する側面をもたなければならない。

屋根の先端が以上の土地に接する場合、以上の土地に水が流れ出さないよう方法が講じられなければならない。

76 各種の建築物は次のように屋根またはカバーのない、ある最小比率の開放空間をもたなければならない。

- (1) それぞれの住宅：少なくとも敷地面積の30%
- (2) 住宅と使用される商業建築物、産業工場、公共建築物：少なくとも敷地面積の10%
住宅として使用される以上の建築物：少なくとも敷地面積の30%
- (3) 3階未満で公共路に位置しない hongteo, teuke, 商業建築物、産業工場、公共建築物：
その建築物の前に少なくとも6メートルの開放空間

3階を越す以上の建築物：その建築物の前に少なくとも12メートルの開放空間
以上の開放空間が2つに面する建築物にも適用される。

以上の建築物が同様の方向に面する場合、裏面の建築物の開放空間は、正面の建築物のための歩道とみなされる。

- (4) hongteo, teukteo 商業建築物、産業工場、公共建築物は少なくとも2メートルの裏側連続通路として、カバーのない開放空間をもたなければならない。

以上の建築物が反対方向に面する場合、共同の裏側開放空間は少なくとも4メートルでなければならない。

- (5) 角地から15メートルを越さないそれぞれの道路に正面玄関をもつ2つの道路の交差点の角地に位置し、また少なくとも10メートルの巾の道路に接しそして側面距離が15メートル未満で、72に従う hongteo, teukteo, 商業建築物は、裏側の開放空間または通路を必要としない。

77 hongteo, teuktoo や商業建築物は建築物のそれぞれの階の床面積合計の少なくとも20%と等しい外部に面する窓とドアの開口部をもたなければならない。

外部に面する窓とドアの開口とは公共路に接する壁の開口部を意味し、あるいは2階以下の建築物においては少なくとも個人の土地から2メートルの距離、3階以上の建築物においては少なくとも3メートルの距離にななければならない。

78 自動車給油のために使用される建築物は、関係法令、規則に従うほかは、少なくとも

も土地境界から5メートル離れなければならず、そして石油の気火を防ぐ処理を講じなければならぬ。

屋台店は少なくとも2メートル、他の屋台店から離れなければならぬ。

79 次の目的のために使用される建築物は、公共地、公共水路または個人所有の土地から離れて建てられなければならず、そして建築物のどの周囲・どの方向にも20メートル以上のカバーなしの開放空間をもたなければならぬ。

- (1) 皮革のなめし
- (2) マッチ製造
- (3) シェラック製造
- (4) 酒類の蒸留、醸造
- (5) Tao hoo 製造
- (6) パーミセリ, hanomchin, Kuiteo, kiemee 製品
- (7) Pae Sae または砂糖製造
- (8) ガラス製造
- (9) 刻印・板金加工(銀・金・ブロンズ・プラチナを除く)
- (10) 皮革, 髓, 動物脂肪の養生
- (11) 5名以上の常時従業員による染色業
- (12) バター, マーガリン加工
- (13) 陶磁器製造
- (14) セッケン製造
- (15) nam Koei, Kopi, nampla, taipia, taecheo, siew, hoidong の製造
- (16) 貝殻焼き
- (17) 角, 毛, 動物皮革保存
- (18) 塩づけ魚・肉・あひる, 豚肉クラッカー, 乾燥エビ, 乾燥血液の製造
- (19) 魚のむしと加工, ホテル, 旅館, 料理店で客のために加工するものを除く。
- (20) 機械による製綿
- (21) 小麦製造
- (22) 機械による板材製造
- (23) 機械による製米
- (24) 製米
- (25) 線香製造
- (26) 各種油の加工・処理
- (27) ゴム加工または保存
- (28) 炉を使用する産業, 商業

客のために食事を用意する目的のホテル・旅館を除く。

80 . 製造工程で炉または機械を使用する産業，工場または商業建築物として建設される建築物は，その周囲のすべての方向に10メートル以上のカバーや屋根のない開放空間をもたなければならない。

81 商業または製造のための材料を保管するために建設される建築物は，その2方向に10メートル以上のカバーや屋根のない開放空間をもたなければならない。その他の側面には，厚さ20センチメートル以上の堅固な壁が，隣接地から5メートル以内の側面に作られなければならない。

82 28.にもとづく規定に従って，広告板，サインボードとサインボード取り付けのための構造体は次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 建築物に取り付けられる構造物またはサインボードは公共路または公共路の境界から少なくとも6メートル離れなければならない。
- (2) サインボードまたは建築物に取り付けられる構造物は建築物より高く，あるいは公共路または公共路の境界線へとび出してはならない。
- (3) 建築物の最下階のひさし（Kan Sart）には，サインボードその他の構造物を取り付けてはならない。ただし，業務名称が建築物の壁面とそろになる場合は除く。

83 この条例が発効する前に建築された建築物は，もしその建築線と距離がこの条例に反するものなら，それらの建築物の増築，拡張は許されない。ただし，命令により正しく，整然となるよう修理・改善を要求された場合を除く。

第8章 衛生設備

84 建設される建築物は，建物から雨水や污水排水の適当な設備をもたなければならない。

85 少なくとも1：200の勾配が建築物から，公共排水路へ導く排水路に与えられなければならない。その排水路は可能なかぎり直接引かれなければならない。パイプ使用のときは，12メートルごとに，そして個人の土地から公共排水路へ排出する前のすべての曲り角には，点検口を設けなければならない。

86 建築物の下水排水路は少なくとも10センチメートルの巾をもち，公共排水路に排出される前では点検のために容易に入れられる点検口と汚物をふるい分けるためのスクリーンを設けなければならない。そして汚物は建築物の所有者によって取り除かれなければならない。

87 産業工場，病院，新鮮食料品店，レストラン，アパート，寮そして排水設備を備えているいかがわしい業務の建物からの下水は，公共排水路に排出される前に，下水処理されなければならない。

88 人間が居住するまたは集まる建築物は，少なくとも次に定める適當数の便所とその

他衛生器具を備えなければならない。

建築物の種類	便所	小便所	洗面所
・住宅 1世帯につき	1	—	—
・アパート 1世帯につき	1	—	1
・3階未満の hongteo, teukteo 1世帯につき	1	—	1
・3階以上の hongteo, teukteo 1世帯につき	2	—	—
・ホテル 1室につき	1	—	1
・寮 50平方メートルにつき	1	—	1
・事務所・学校・病院・商業建築 75平方メートルにつき	1	1	1
・会議室, 劇場, 250平方メートルにつき	1	1	1
・産業工場 400平方メートルにつき	1	1	1

各面積小数1位は四捨五入により整数とされる。

89 便所は少なくとも0.9平方メートルの内側面積を備えなければならない。化粧室をかねるものは少なくとも1.5平方メートルの内側床面積を備えなければならない。そして便所は普通の掃除保守が容易にできるように計画されなければならない。そして床面積の少なくとも10%を換気用開口または換気扇を備えなければならない。

90 便所は、汚水だめ瀧過排水方式でなければならない。公共排水溝または公共水路から20メートル以内の便所は腐敗そりを備えなければならない。

91 Teukteo または hongteo ではない200平方メートルを越す住居用アパートまたはL型建築物、あるいはホテルは近隣のじゃまや迷惑とならないごみかごを備えなければならない。

第9章 建築物建設管理

92 許可証の保持者は、ひとそろいの許可証、敷地計画図、建築設計図と仕様書を日中建設現場に保管しておき、建築建設管理技術者の求めに応じて提示しなければならない。そしてその建築物を、許可証に定められた期間中に完了させねばならない。

93 建築物建設は許可証の期間に従って工事が実施されるように、また労働者やその他関係に安全であるように、責任のある者によって監督されなければならない。その監督員は建設工事の任務に十分な能力をもった者でなければならない。そしてその者が敷地から離れる時は、他の者が任務を代行するよう任命されなければならない。建設工事管理技術者が監督員に与える命令は、建築所の所有者に与えられたものとして、検討されなければならない。

94 技術者が敷地計画図、建築設計図、仕様書、許可期間に違反する建設工事を発見し

た時は、その事実をバンコック都知事に報告し、つづいて建築物の所有者または建設者に定められた期間中に違反箇所を改善するよう通知しなければならない。もし適当な手段で、改善工事の期間をすぎても完了しない場合、建築物建設管理法にもとづく手続きが実施される。

9 5 建設材料は仕様書と計算書に示された品質のものでなければならない。もし技術者が材料の品質を疑うなんらかの理由をもつときは、建築物の所有者または建設者から材料試験の文書の証明を求めることができ、そして技術試験と検査のために適当な量の材料サンプルを求めることができる。その場合、建築物の所有者は無料でサンプルを提供しなければならない。

9 6 建築物の基礎は明るい日中に工事されなければならない。計算に不確実な事実がみいだされた場合、技術者は建築物の所有者に基礎のどの箇所かで積荷試験を行うよう要求することができる、そして建築物の所有者は技術的安全がその試験によって確認されるまで、次の建設工事を進めてはならない。

9 7 公共路に接する建築物の建設工事は、通知が技術者に与えられ、互いに同意した期限後に始められる。あらゆる危険から公共路の利用者を守るため、建築物の所有者は工事を始める前に工事方法と建設工程について技術者を満足させ、通行人を危険にする物品の落下を防ぐ有効な手段を講じなければならない。

9 8 技術者が存在する建築物の状態の検査を望む場合、彼は建築物の所有者または占有者にその意図を通知しなければならない。そしてその所有者または占有者は適当な便宜を彼らに与えなければならない。

9 9 技術者が人命・財産に悪い状態・危険な状態の建築物を発見した場合、彼はこの条例に付随する Aw 4 にもとづいて変更、修正、撤去を、建築物の所有者に命令しなければならないバンコック都知事に、その事実を報告しなければならない。

1.0 0 2階以上の住居、Teukteo、商業建築物、産業工場、公共建築物の許可証の保持者は、建設工事開始の日に、下に示す見本に従って連絡事項をもつ50センチメートルの巾×1メートルの高さの看板を建設現場のみやすいところに工事期間中立てていなければならない。

工事中の建築物

室 数

建築物の数

許可番号

発行日

建築物の所有者

建設監督員

建築士

技術者

第10章 建築設計図の検査と許可証発行料金

101 主にレンガ、コンクリート、または鉄骨で造られる住宅用途の建築物の料金は、すべての階の床面積合計の1平方メートルにつき10サタンの単位で徴収される。主に木材またはその他の非永久材料で造られる同様の建築物には、すべての階の床面積合計の1平方メートルにつき5サタンの単位で徴収される。

102 フェンス、壁、堤防、陸揚げ場、パイプ排水、または開放排水への料金は1メートルの直線長さにつき20サタンの単価で徴収される。

103 ドック、造船台、サインボードと橋へは1平方メートルにつき40サタンの単価で徴収される。

104 101、102、103で分類された以外のその他建築物へは、床面積1平方メートルにつき40サタンの単価で徴収される。その床面積が計算不可能の場合、その料金は1メートルの直線長さにつき20サタンの単価で徴収される。

105 仮設建築物の料金は免除される。

106 料金計算の際、各小数は繰り上げられ、整数とされる。

暫定規定

107 この条例発効以前に提出された建築物建設のための許可申請書は、以前の条例と省令に支配される。

108 バンコック都知事はこの条例の実施管理監督の責任を負う。

建築物許可申請書
APPLICATION FOR A BUILDING PERMIT

署名
Written at

日付
Date

私は (氏名・名称) 住所
I,, residing at No.....

Trok/Soi, Road, Tambon/Khwaeng.....,
Amphoe/khet, Changwat

ここにバンコック都知事に次の詳細事項に許可を申請する
Hereby apply to the Bangkok Metropolis Governor for permission

in the following particulars:

建築物 (建物名称)
To construct a building, at No.....,
Trok/Soi, Road, Khwaeng,
Khet....., in the Title Deed No....., Land No,
土地権利証書
owned by, for,
by, the owner, by, the architect,
by, the engineer, by, the construction
supervisor, to be completed within..... days.

It is requested that for the construction of a building according
建築物の工事に4部の敷地計画図, 建築図面・仕様書の提出が要求される
to the four sets of site plan, construction drawings and specifications
herewith submitted.

申請者署名
(Signature)..... Applicant

建築工事許可

A PERMIT FOR CONSTRUCTION OF A BUILDING

No

Date..... ..

許可は与えられる(建物名称) 住所
Permission is given to, residing at No

Trok/Soi, Road

Tambon/Khwaeng, Amphoe/Khet

Changwat, as follows :

To construct a building (建物名称)

at No Trok/Soi, Road

土地権利証書

Khwaeng, Khet, in the Title Deed No.....

Land No, owned by

for by the owner,

敷地計画図と建築設計図

(枚数)

according to the site plan and construction drawings

建築面積

sheets , annexed hereto; building spacesq.m., fees baht

この許可は()に失効する (期日)

This permit expires on and the

conditions hereunder, which is part of this permit, is required to be

この許可に従わなければならない。

complied with.

署名

(Signature)..... Grantor of permit

Bangkok Metropolis Govern

CONDITIONS

.....
.....
.....

建築物改善命令
ORDER TO MODIFY BUILDING

No
.....

Date

告知はここに(①)に与えられる①(被命令者) residing at No
Notice is hereby given to①(被命令者)

Trok/Soi, Road

Tambon/Khwaeng, Amphoe/Khet

Changwat ;

(②)日付の建築物建設許可申請

That according to your application for permission to construct

a building dated (②日付), at No

Trok/Soi, Road

Khwaeng, Khet

Kind of building

Title Deed No, Land No, owned by

次の事項で建築物工事管理令の規定に適しないとみなされる。

Same is found to be not in accordance with the provisions of

the Building Construction Control Bye-Laws in the following particulars :

.....
.....
.....

あなたは改善すべき敷地計画図、建築図面、仕様を変更しなければならない。

You are therefore instructed to modify or alter the site plan,

construction drawings and specifications to be corrent and proper and

その後()内の今度の検査に再提出しなければならない。

then re-submit same for futher inspection withindays

この規定に従うことができない場合、あなたが建築物の建設と

Upon your failure to comply within the prescribed, it shall be deemed

予定されるこの建築物の工事許可を放棄したものとみなす。

that you abandon your wish to construct the building and your

application for permission for construction of this building shall be

suspended.

(Signature)

Governor, Bangkok Metropolis

建築物改善命令
ORDER TO MODIFY OR ALTER BUILDING

No

告知はここに()に与えられる
Notice is hereby given to..... (氏名)....., residing at No.....

Trok/Soi , Road

Tambon/Khwaeng , Amphoe/Khet

Changwat (建物名称)

Whereas it has appeared that the building.....
constructed at No Trok/Soi.....
Road Khwaeng , khet

for use as , by , the owner,

Title Deed No Land No..... , owned by
B.E. 2479 建築物工事管理令の規定のように

Is not strong or safe as provided by the Building Construction
強く, 安全ではない, すなわち
Control Act B.E. 2479, namely;

.....
.....
.....

あなたが ~ しなければならない。
You are therefore instructed to

(①)日以内に完了するよう
to be completed within the date (①)

(Signature)

Governor, Bangkok Metropolis

6. 技術専門職令 B.E. 2505

Bhumibol Adulyadej P. R

在位17年, B.E. 2505 7月23日に発行される。

国王 Bhumibol, Adulyadej の名においてここに宣言される。

技術専門職令として適当と認める。

主権者国王は、国会として憲法で定めた議会の承認と助言により次の法令の施行を宣言する。

第1項 この法令は“B.E. 2505 技術専門職令”と呼ばれる。

第2項 この法令は、政府官報に発表された日の翌日から効力を発生する。

第3項 この法令に、

“技術専門職”とは政令で定める専門技能、土木工学、機械工学、電気工学、工業工学、鉱業工学その他の技術分野を意味する。

“管理技術専門職”とは省令に記載されている技術専門職を意味する。

“管理技術専門職従事者”とは管理技術専門職に従事し、責任のある者を意味する。

“大臣”とはこの法令施行を担当する大臣を意味する。

第4項 この法令は政府が国連または外国政府の特別機関と合意した仕事にたずさわる外国人管理技術専門職従事者には適用されない。

第5項 国務大臣はこの法令施行を担当しなければならない。そして事務官と管轄官の任命付随表を越さない料金、そしてこの法令にもとづくその他の事項を定める省令を発行する権限をもつ。

以上の省令は政府官報に公表された時をもって有効である。

第1章 技術専門職従事の管理

第6項 大臣は管理技術専門職に技術従事範囲、部門または限度を発表する権限をもつ。

以上の声明書は省令に作表としなければならない。

第7項 E.C. と略される技術管理委員会が設置されなければならない。E.C. は議長として国務省の次官そして公共事業局から二人の委員、土木・機械・電気・工業・鉱業技術、政令で定めるその他の技術分野から大臣に任命されたそれぞれ二人の大学教授と二人の上級技術者からなる。

E.C. は議長により当てがわれた事項について議長を補佐する任務と議長が欠席または業務遂行不能の間、代行する任務をもつ副議長である委員の1人を選出できる。

大臣により任命された委員は、2年の間任務を負わなければならない。そして連続2期以内、再任されることができる。

第8項 大臣により任命された委員は次の時退任しなければならない。

(1) 任期満了

(2) 辞任

(3) 任命された分野で資格をもつ技術者として管理技術専門職を實踐する免許証が停止させられ、取り消され、または終了した時、あるいは公共事業省の公務員または大学教授であることをやめた時。

大臣により任命された委員が任期が満了する前に退任する場合、大臣は同様の分野から他の1人を任命しなければならない。

前項にもとずき任命された委員は、未終了の任期任務を代行しなければならない。

第9項 任期の満了時、大臣により任命された委員は後任者が任務を引き継ぐまで、任務を続けなければならない。

第10項 E.C.の事務局は管理技術専門職に従事する者とその他一般事項登録簿を保管する責任をもつ事務官、と適当な数の管轄官をもつ國務省次官の事務所の中に設置される。事務官はまたE.C.の書記でなければならない。

第11項 E.C.のすべての会議の定足数は、少むくとも総委員数の半数以上から成る。もし議長と副議長が会議に欠席したり、または任務実行不可能となった場合、その場の委員は会議のための議長を委員の中から1人選ばなければならない。

第12項にもとずいて、E.C.会議の決議は多数決によらなければならない。同票数の場合には、議長は1票の決定投票をもつ。

第12項 E.C.の次の決議は少なくとも委員総数の $\frac{2}{3}$ で通過する。

(1) 管理技術専門職に従事する免許証を停止または取り消し決議。

(2) 免許証が取り消された者に管理技術専門職に従事する免許証を与える決議。

第13項 E.C.は次の権限と任務をもつ。

(1) この法令にもとずいて権利をもつ者、管理技術専門職に従事するにふさわしい者に免許証を発行すること。

(2) 管理技術専門職に従事する免許証を停止または取り消すこと。

(3) 免許証の発行、免許証申請書、免許証書式、更新、この法令にもとづく管理技術専門職に従事する免許証の停止または取り消しに関する規則、規約を発行すること。

(4) 異なる技術分野の知識に関して、大学またはその他の学校に相談、助言を求めること。

第14項 E.C.はE.C.の権限内の事項を調査または業務を行う幅委員会を任命する権限をもつ。

第11項の規定は必要な変更を加えて副委員会の会議にも適用されなければならない。

第2章 免許証の発行

第15項 いかなる者もE.C.から発行された免許証を取得しない限り、利益、給料または報酬のため管理技術専門職に従事することはできない。

第16項 管理技術専門職従事者は、次の3つに分類される。

(1) 準技術者。

(2) 普通技術者。

(3) 上級技術者。

第17項 管理技術専門職従事免許証を申請することができる者は第18項の必要事項を満たさなければならない。そして第19項に定められた技術の資格を有さなければならない。

(1) 20才以上でなければならない。

(2) 悪い品行または道徳的欠陥のない者。

(3) E.C.が専門職をけがすとみなす事件で禁固刑に処せられたことがない者。

(4) 精神異常または知能的欠陥のない者。

第19項 管理技術専門職従事免許証を申請することのできる者の技術資格は次とする。

(1) 準技術者、E.C.により認められる学校からの degree または少なくとも degree 以上で E.C.により同等と認められる diploma。

(2) 普通技術者：3年以上の準技術者として管理技術専門職の1つに従事。

(3) 上級技術者：7年以上の普通技術者として管理技術専門職の1つに従事。

第20項 各分野、種類の管理技術専門職免許証のための申請書はE.C.規定に従わなければならない。

第21項 免許証申請書受取りの時、E.C.の書記は異議を申し立てる機会を与えるため少なくとも15日以後に名前、住所、資格そしてその他の詳細事項の通知をE.C.事務局に送らなければならない。

その通知が前述の期間に与えた時、E.C.の書記は異議がある場合、検討するためその異議と共にE.C.に申請書を提出しなければならない。

免許証発行拒否のためここに定められるその他の理由のほか、E.C.は第19項(2)または(3)に定められた期間に行われる専門職の仕事の量または質がその分野の免許証発行を認可するために不十分であることが発見された時、その申請に免許証発行を拒否する権限を行使しなければならない。

第22項 管理技術専門職従事免許証は発行日から5年間有効とされる。

免許証の更新はE.C.の定める規定によらなければならない。

もし免許証を紛失したり破損した場合、彼がその紛失または破損を知った日から30日以内に交替、再交付のための申請書を提出しなければならない。

第3章 管理技術専門職従事と専門職道徳

第25項 E.C.は次の場合管理技術専門職従事者免許証を停止または取り消しする権限をもつ。

(1) 被免許者が第18項に定められる必要事項を満たすことができない場合。

(2) 被免許者がこの法令またはここにもとづいて発行される規則に違反した場合。

免許証は1年未満の間停止される。

免許証を停止または取り消す前、E.C.はその被免許者が罪を知り、弁護の証言を提出する機

会を与える調査を行わなければならない。

第26項 取り消された管理技術専門職従事者は、取り消し日から3年の満期に免許証の再申請を行うことができる。そしてもしE.C.が申請書の認可を却下した場合、申請者は却下の日から1年の満期にさらに申請書を提出することができる。免許発行のE.C.の却下が2度に渡った後は、その申請者は免許証をさらに申請する権限をもたないものとする。

第5章 罰 則

第27項 第15項に反するいかなる者も1年以内の禁固刑かまたは1万バーツ以内の罰金刑あるいは両者の刑に処せられる。

第28項 免許証の更新なしに管理技術専門職に従事するいかなる者も千バーツ以内の罰金刑に処せられる。

第29項 第22項第3段落に従わないいかなる管理技術専門職従事者も200バーツ以内の罰金刑に処せられる。

第30項 第23項に従わないいかなる管理技術専門職従事者も1万バーツ以内の罰金刑に処せられる。

第31項 免許証が停止または取り消されたいかなる管理技術専門職従事者も6ヶ月以内の禁固刑または5千バーツ以内の罰金刑あるいは両者の刑に処せられる。

第6章 臨時規定

第32項 初期の間、E.C.は議長として國務省次官、公共事業省から2人の公務員、2人の大学教授、そして10人の上級技術者がそれぞれの分野からそろうまで、大臣によって任命されたそれぞれの分野から2人の資格のある技術者から構成される。

前段落に定められたようなそれぞれの分野の10人の上級技術者がそろったなら、大臣は第7項にもとずいて新E.C.を任命しなければならない。

第33項 第6項にもとずいて発行された省令が効力をもつ日に管理技術専門職に従事している者は、その日から5年間さらにその専門職に従事する権限をもつ。そしてもし彼が従事することの継続を望むなら、彼は省令が発効する日から5年以内に管理技術専門職従事免許証の申請書を提出しなければならない。この法令にもとずいて管理技術専門職従事免許証の申請書を提出する時、その者はE.C.が文書で免許証発行拒否通知を送るまで管理技術専門職従事を継続することができる。

第34項 E.C.による第33項の下に管理技術専門職従事免許発行は次の条件に支配されなければならない。

(a) もし申請者が第19項(I)に定められた資格に不足するが、第6項の下に発行された省令発効日の前に合計5年以上管理技術専門職の1つ以上の分野に従事しE.C.の試験に合格した場合、E.C.は1つ以上の分野で準技術者として申請者に免許を与えることができる。

(1)の5年の期間は普通技術者の免許証の申請書に関して10年、上級技術者の免許証に

おいては15年に変更される。

(b) もし申請者が第19項(1)の資格に満足し、そして第6項の下に発行された省令の発効日の前に、合計3年以上管理技術専門職の1つ以上の分野に従事した者は、E.C.は1つ以上の分野に普通技術者として免許証を発行することができる。

(b)の3年の期間は上級技術者として免許証の申請書に関しては10年に変更される。

料 金 表

(1) 管理技術専門職従事免許証

(a) 準技術者	200 パーツ
(b) 普通技術者	300 パーツ
(c) 上級技術者	400 パーツ

(2) 管理技術専門職従事免許証の更新料金

(a) 準技術者	100 パーツ
(b) 普通技術者	150 パーツ
(c) 上級技術者	200 パーツ

(3) 免許の再交付

	20 パーツ
--	--------